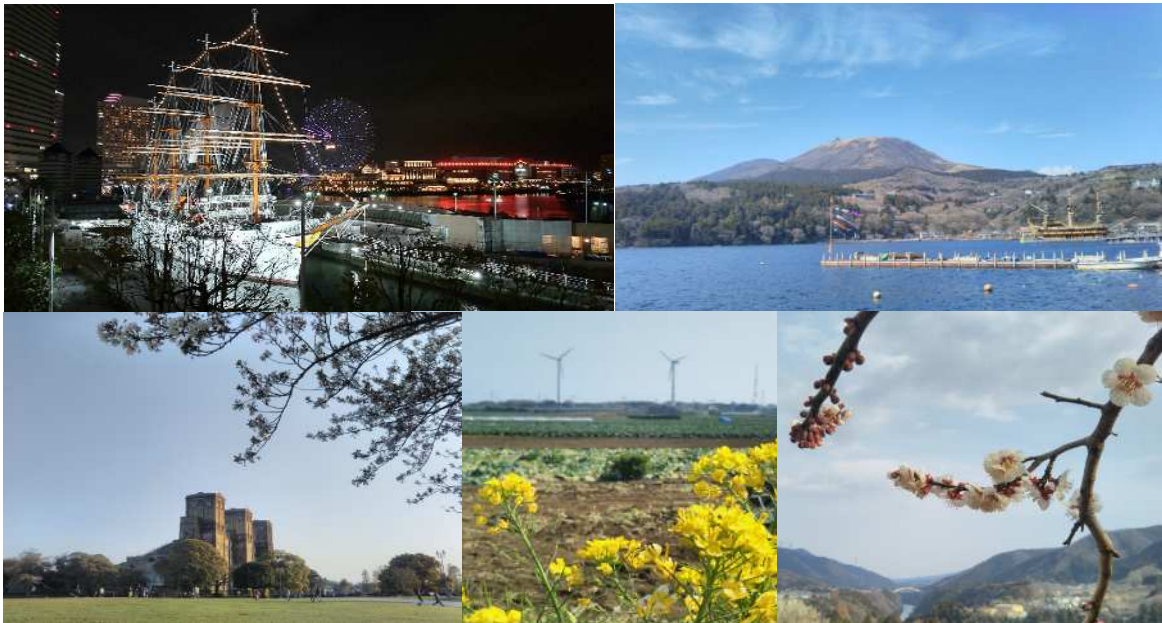


神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

令和4年版（令和3年労働災害のとりまとめ）

誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する
（第13次労働災害防止推進計画スローガン）



建設業における災害防止のポイント

元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底

墜落・転落災害防止対策の徹底

（足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上及びスレート屋根上での作業における墜落防止対策の徹底、フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）の普及促進、脚立・はしごの適正な使用）

「見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底

建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底

熱中症予防対策の徹底及び軽症のうちの適切な救急対応

解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底

工事現場における溶接溶断火花などを着火元としたウレタンフォーム等の可燃物による火災の防止

交通事故災害の防止

高年齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備

職場における新型コロナウイルス感染症対策の継続と推進

目 次

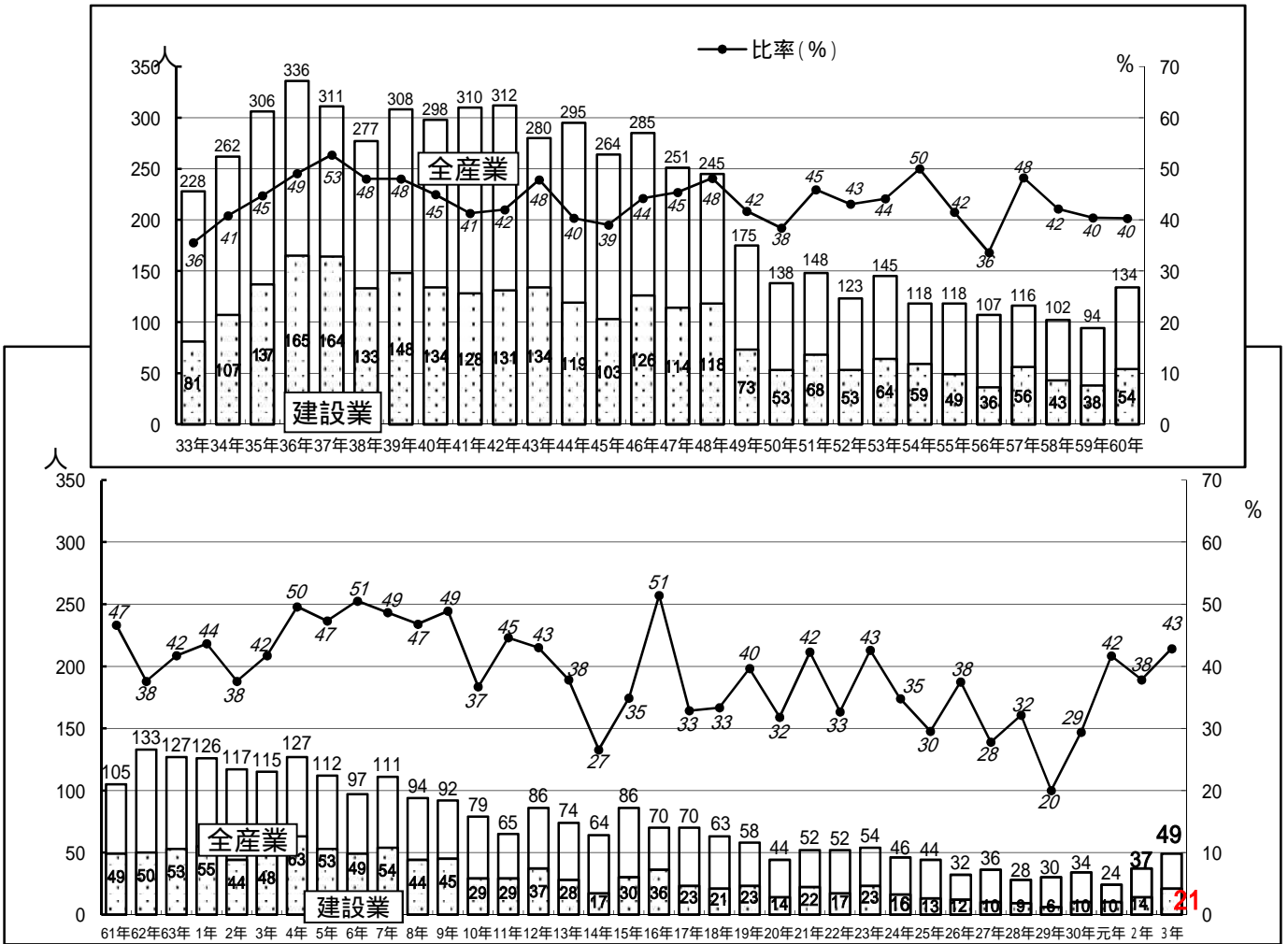
1	労働災害の推移	... 1
2	工事種別の災害発生状況	... 2
3	事業規模別の災害発生状況	... 3
4	年齢階層別の災害発生状況	... 3
5	経験年数別の災害発生状況	... 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	... 4
7	事故の型別の災害発生状況	... 5
8	起因物別の災害発生状況	... 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	... 6
10	公共工事等における災害発生状況	... 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	... 8
12	熱中症災害発生状況	... 8
13	令和3年における建設業の死亡災害の概要	... 9
14	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願い	... 16
15	はしごや脚立を使う前に	... 24
16	安全帯が「墜落制止用器具」に変わります	... 26
17	令和4年1月2日からは墜落制止用器具をご使用ください	... 32
18	墜落制止用器具は「適切な表示」の有無をご確認ください	... 33
19	「ロープ高所作業」での危険防止対策	... 34
20	移動式クレーン構造規格が改正されました	... 37
21	建設業の交通労働災害の防止対策	... 38
22	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	... 39
23	屋外作業場等で金属アーク溶接等作業を行う皆様へ	... 41
24	ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインについて	... 45
25	剥離剤による中毒が多発しています。	... 49
26	石綿の有無の事前調査と結果の報告について	... 50
27	第13次労働災害防止推進計画推進状況	... 52

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

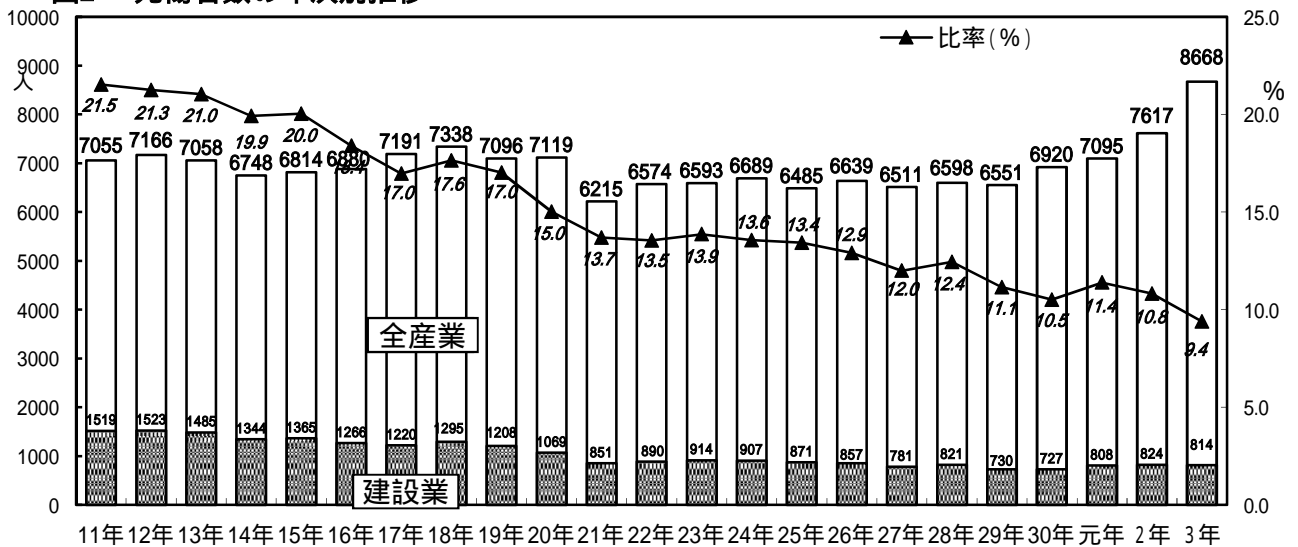
1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年に165人を記録して以降、増減を繰り返しながらも長期的には減少傾向を示し、平成28年には10人を下回り、平成29年は過去最少の6人となった。しかしその後は増加に転じ、令和3年には21人となり、全産業の中で建設業の比率は上がった。なお「新型コロナウイルス感染症」による死亡災害は発生していない。

図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は図2のとおり、長期的には減少傾向にある。平成30年は過去最少の727人となり、全産業に占める比率も10.5%と過去最少を記録した。しかしながら平成31年・令和元年以降は全産業総数が増加に転じ、令和2年の建設業における死傷者数は824人と大幅に増加したが、令和3年には814人となった。「新型コロナウイルス感染症」まん延の影響で全産業における死傷者数が大幅に増加したため、建設業の死傷者数が全産業に占める比率は減少した。なお建設業における「コロナ」感染による死傷者数は40人となっている。

2 工事種別の災害発生状況

図2-1令和3(2021)年 建設業・工事種別の死亡者数 (参考) 令和3(2021)年全産業・業種別の死亡者数

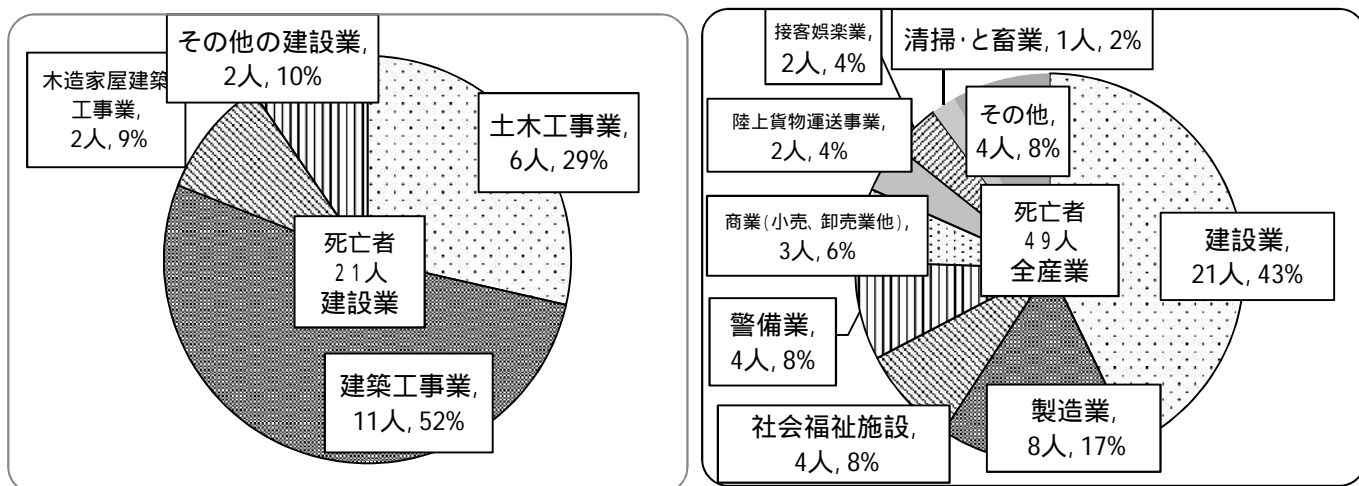
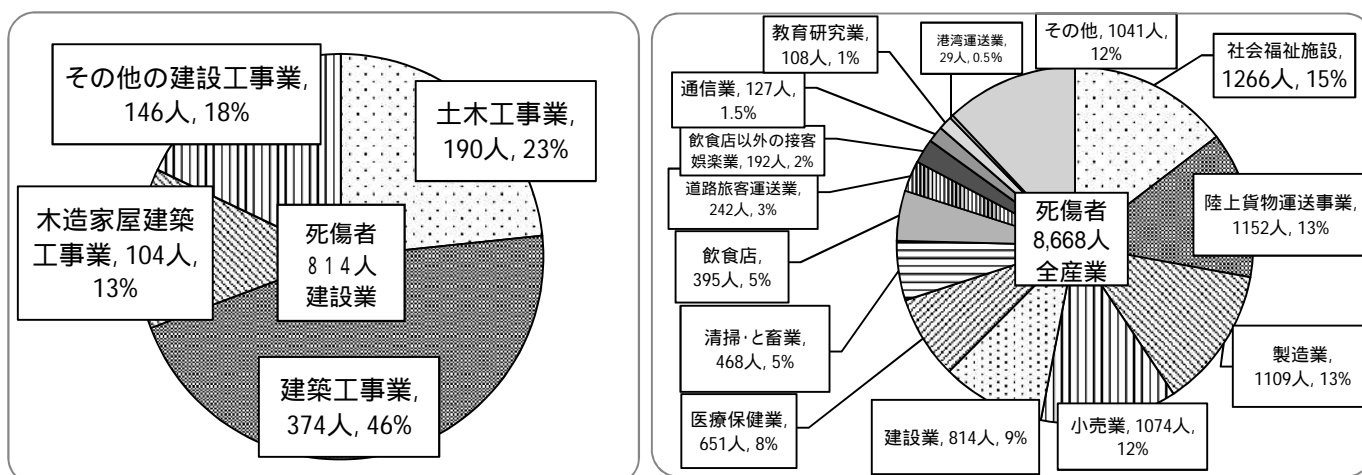


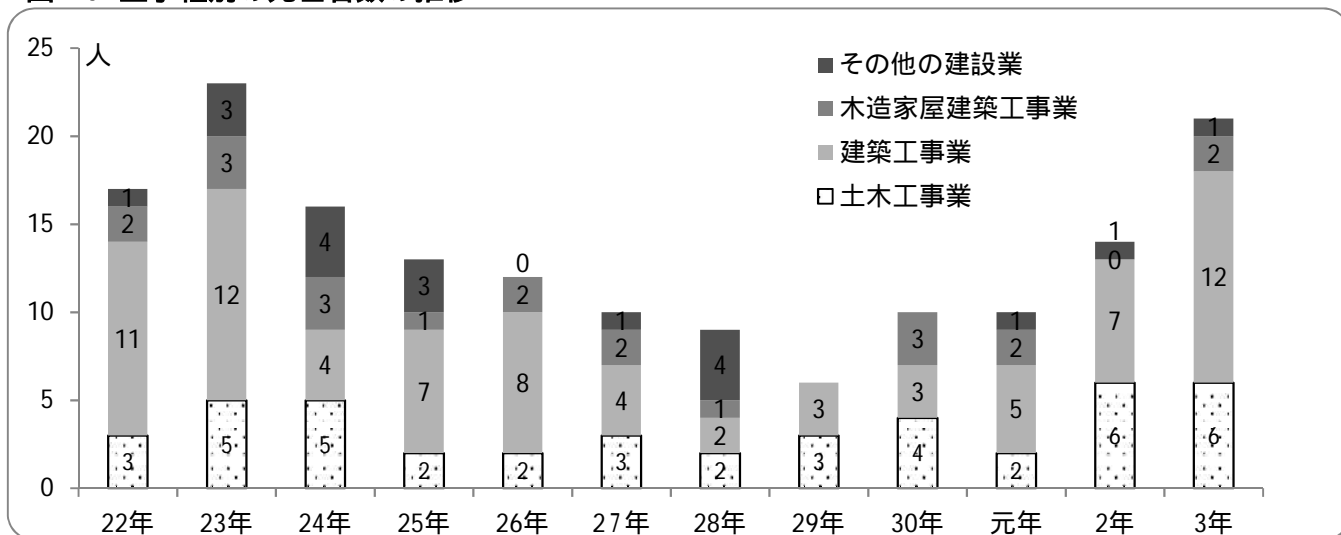
図2-2 令和3(2021)年 建設業・工事種別の死傷者数 (参考) 令和3(2021)年 全産業・業種別の死傷者数



工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり、建築工事業が11人(52%)で、土木工事業が6人(29%)、木造家屋建築工事業が2人(9%)で、その他の建設業(設備工事業等)が2人(10%)であった。なお新型コロナウイルス感染症による死亡災害は発生していない。工事種別の死傷者数は、図2-2のとおり、建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が374人と最も多く建設業全体の46%を占め、次いで土木工事業の190人(23%)、その他の建設業146人(18%)、木造家屋建築工事業が104人(13%)の順であった。この内訳の傾向は前年までとほぼ同じであった。

なお、参考に平成22年以降における工事種別の死亡者数推移は、図2-3のとおりであった。

図2-3 工事種別の死亡者数の推移



3 事業場規模別の災害発生状況

図3-1 令和3(2021)年 規模別の死亡者数

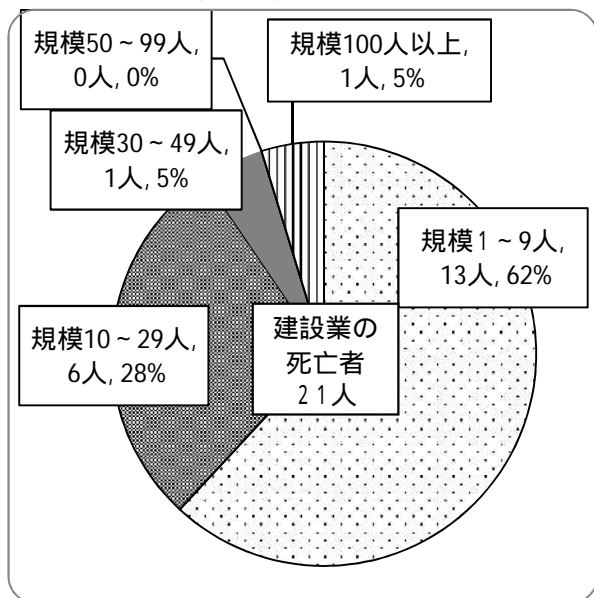
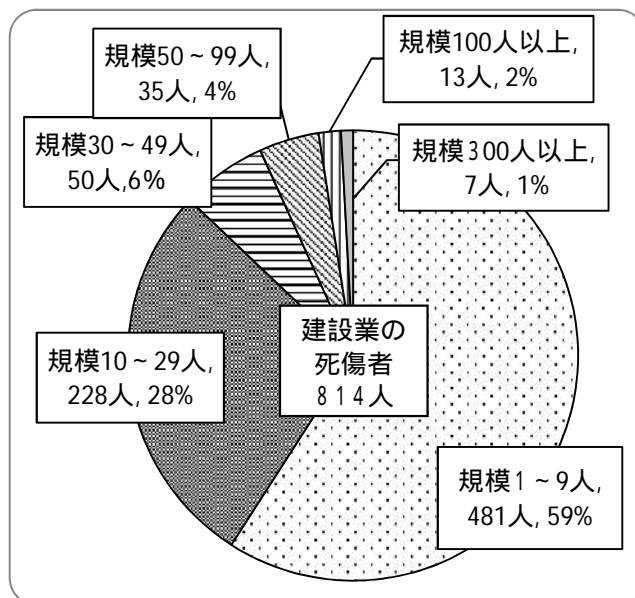


図3-2 令和3(2021)年 規模別の死傷者数



事業場規模別の死亡者数は、図3-1のとおり、事業場規模1～9人だけで13人(62%)、30人未満の事業場の合計で19人(90%)となった。

事業場規模別の死傷者数は、図3-2のとおり、1～9人の事業場が481人と最も多く建設業全体の59%を占め、次いで事業場規模10～29人の228人(28%)、30～49人の50人(6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の93%が規模50人未満の事業場において発生している。

4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 令和3(2021)年 年齢階層別の死亡者数

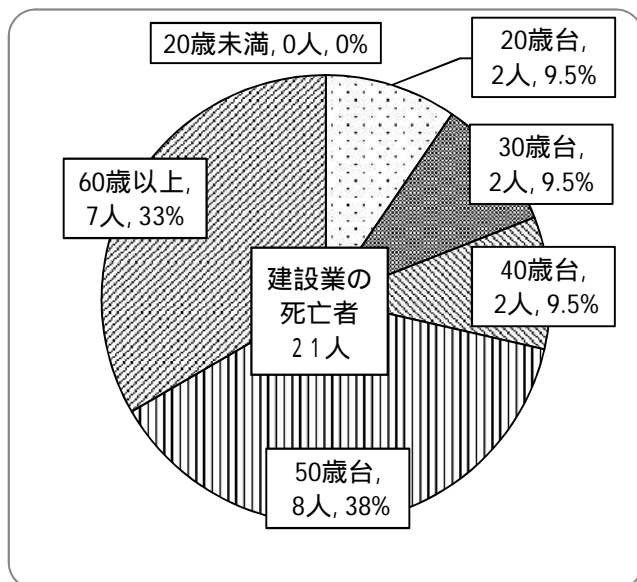
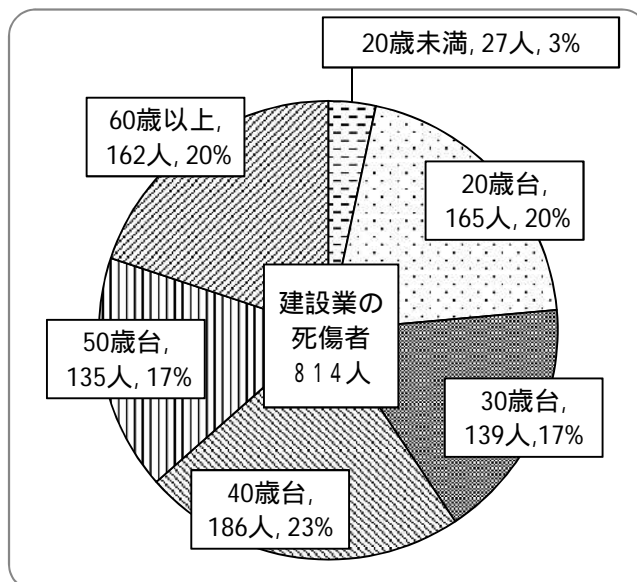


図4-2 令和3(2021)年 年齢階層別の死傷者数



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり、50歳台が8人、60歳台以上が7人であった。新型コロナウイルス感染症による死亡災害の発生はない。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり、40歳台が186人と最も多く全体の23%であるが、20歳台が165人(20%)、30歳台が139人(17%)、50歳台が135人(17%)となっており20歳未満(27人(3%))を除くと年齢による差異はほとんどない。なお厚生労働省では、高齢労働者の労働災害防止のため「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(通称「エイジフレンドリーガイドライン」)の普及を促進しているところである。

5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 令和3(2021)年 経験年数別の死亡者数

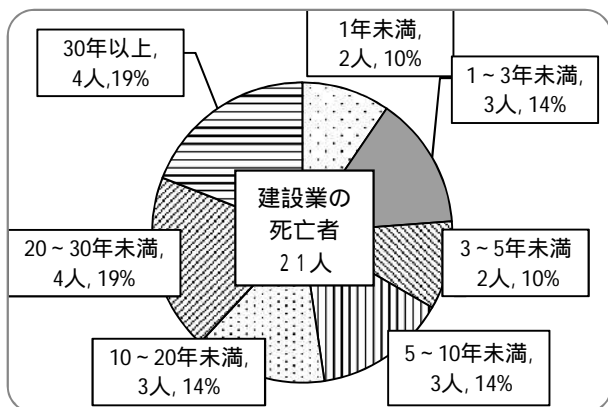


図5-2 令和3(2021)年 経験年数別の死傷者数

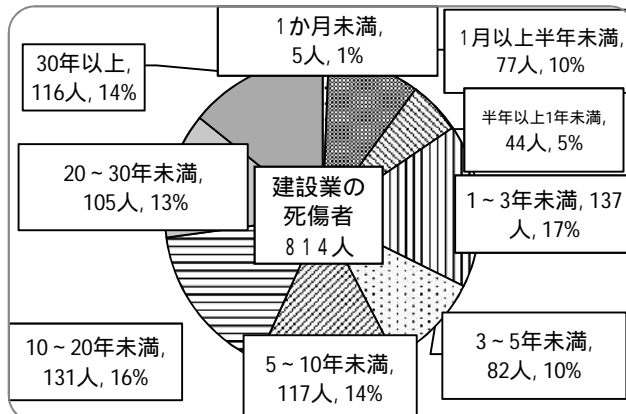
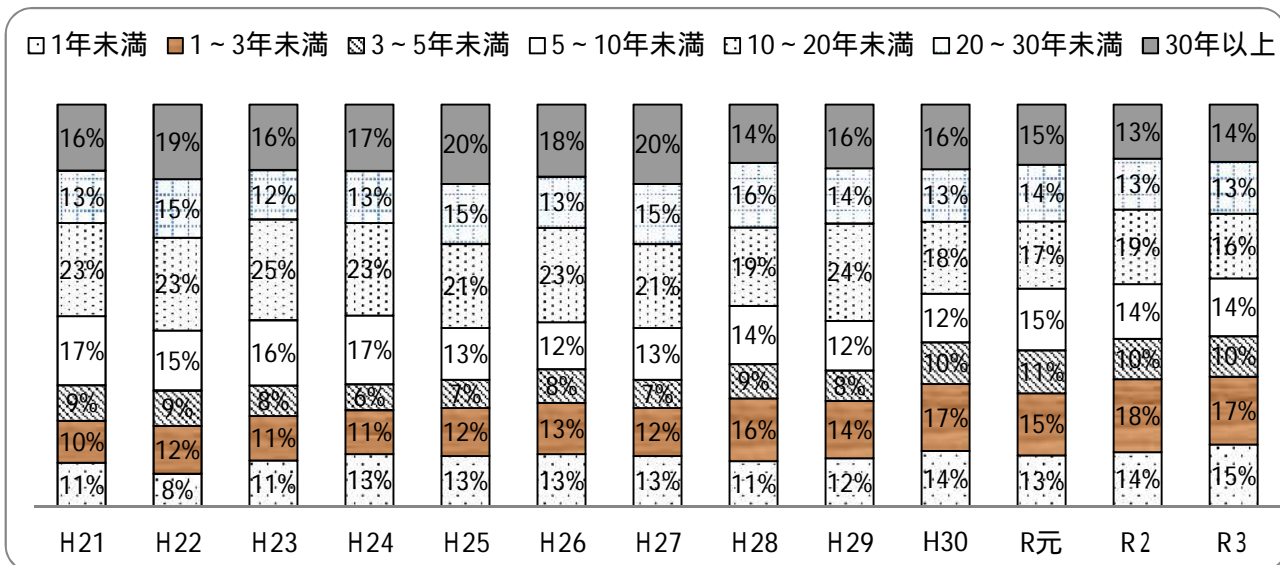


図5-3 経験年数別の死傷者数推移



経験年数別の死亡者数は、図5-1のとおりであり、経験年数に関わらず死亡災害が発生していることがわかる。死傷者数は、図5-2のとおりであり、経験年数に関わらず死傷災害が発生していることがわかる。また、図5-3のとおり、10年以上の労働者の死傷者数全体に占める割合はわずかながらも減少傾向を示している。しかしながら建設労働者の高齢化が進んでいることは周知の事実であり、高齢労働者が安全、安心して働くことができる「エイジフレンドリー職場」を目指す必要がある。

6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 令和3(2021)年 現場入場日数別死亡者数

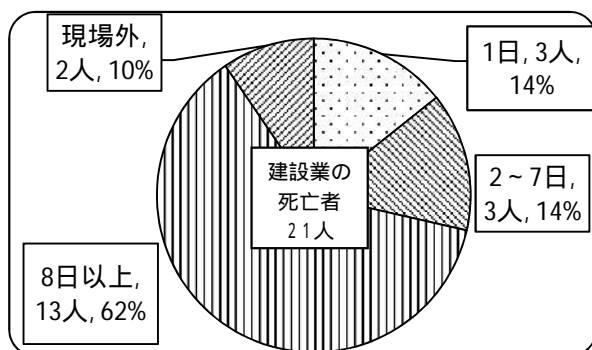
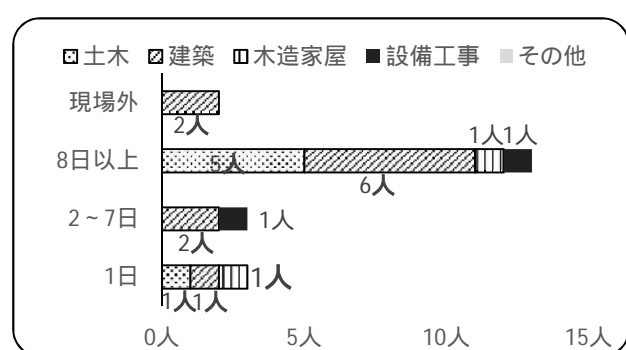


図6-2 令和3(2021)年 工事種別現場入場日数別死亡者数



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおりである。交通事故や置き場作業における事故など、現場外で発生した災害が多いことに注意を要する。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりで、建築工事に関連する災害が最多の11人となっており、土木工事に関連する災害が6人と続いている。

7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 令和3(2021)年 事故型別の死亡者数

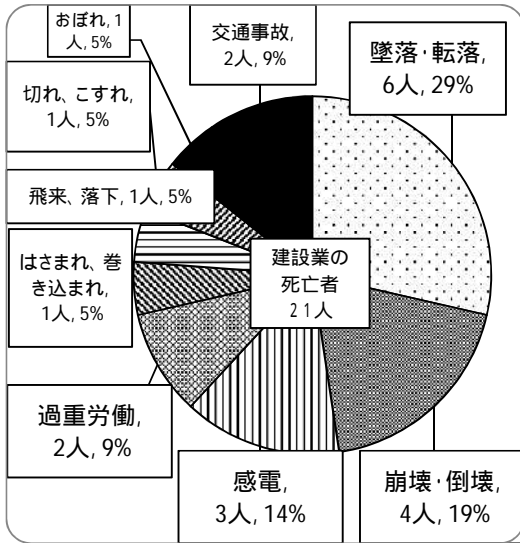
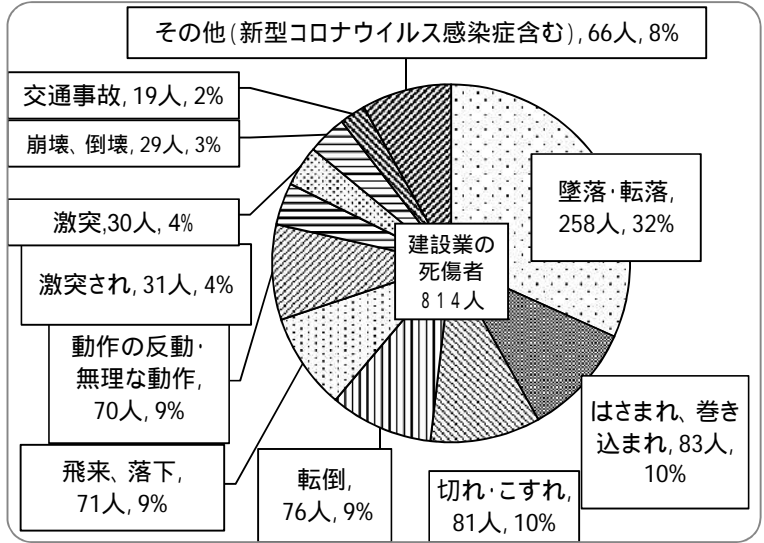


図7-2 令和3(2021)年 事故型別の死傷者数



事故の型別の死亡者数は、図7-1のとおりであった。そのうち「墜落・転落」による死亡者数は6人と最多である。しかし、「崩壊・倒壊」「感電」「過重労働」「交通事故」など多岐にわたっているのが令和3年の特徴である。

事故の型別災害の死傷者は、図7-2のとおり、「墜落・転落」が258人(32%)と最も多く全体の3分の1弱を占めている。次いで「はさまれ・巻き込まれ」83人(10%)、「切れ・こすれ」81人(10%)、「転倒」76人(9%)、「飛来・落下」71人(9%)、「動作の反動・無理な動作」70人(9%)、「激突され」31人(4%)、「激突」30人(4%)、「崩壊・倒壊」29人(4%)、「交通事故」19人(2%)であった。「熱中症」による死亡災害は一昨年に続き令和3年も発生しなかった。

なお、建設業における足場からの墜落・転落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生規則が施行された。また、「安全帯の規格」に代わって「墜落制止用器具の規格」が新しく制定され、令和4年1月2日以降は新規格による墜落制止用器具(フルハーネス型およびベルト型)の使用が求められることとなった。

8 起因物別の災害発生状況

図8-1 令和3(2021)年 起因物別の死亡者数

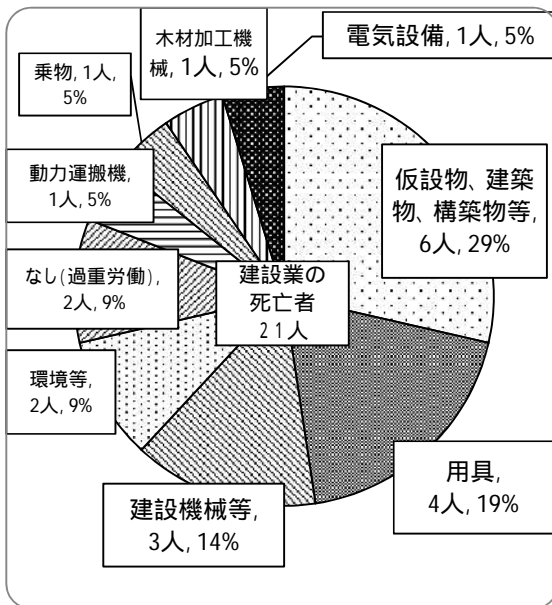
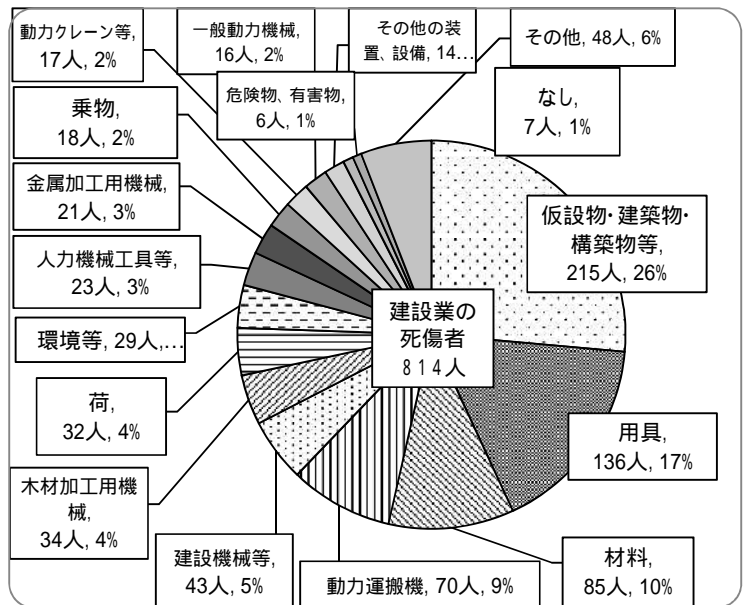


図8-2 令和3(2021)年 起因物別の死傷者数

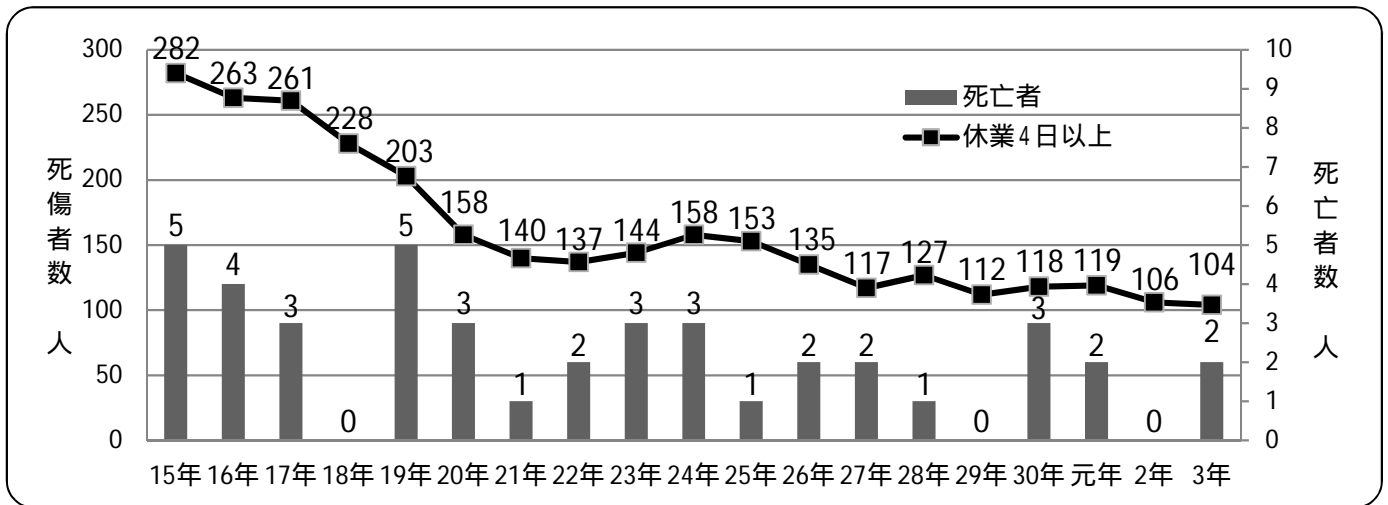


起因物別の死亡者数は、図8-1のとおりであった。

死傷者数においては、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、215人で全体の26%を占めていた。次いで「用具」136人(17%)、「材料」85人(10%)、「動力運搬機」70人(9%)、「建設機械等」43人(5%)、「木材加工用機械」34人(4%)、「荷」32人(4%)、「環境等」29人(4%)、「人力機械工具等」23人(3%)、「金属加工用機械」21人(3%)の順であった(図8-2)。なお、脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋等建築工事における死傷者数推移（平成15年～令和3年）



令和3年の木造家屋等建築工事における死亡者数は2人で、加工機械及びはしごが起因物であった。

死傷者数は、図9-1のとおり、長期的に減少傾向にあり、令和3年は2人減少し104人となった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者42人について事故の型別の発生傾向を考察すると、「墜落、転落」災害が30人であり死亡者全体の71.4%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害要因である「墜落・転落」災害を防止するには、現場における墜落・転落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業時に先行して足場を設置する「足場先行工法」による現場施工が重要である。（望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。）また、令和4年1月2日以降は新しい規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用が求められることとなり、特に、フルハーネス型の使用を進めることが肝要である。

図9-2 令和3(2021)年 事故の型別の死傷者数

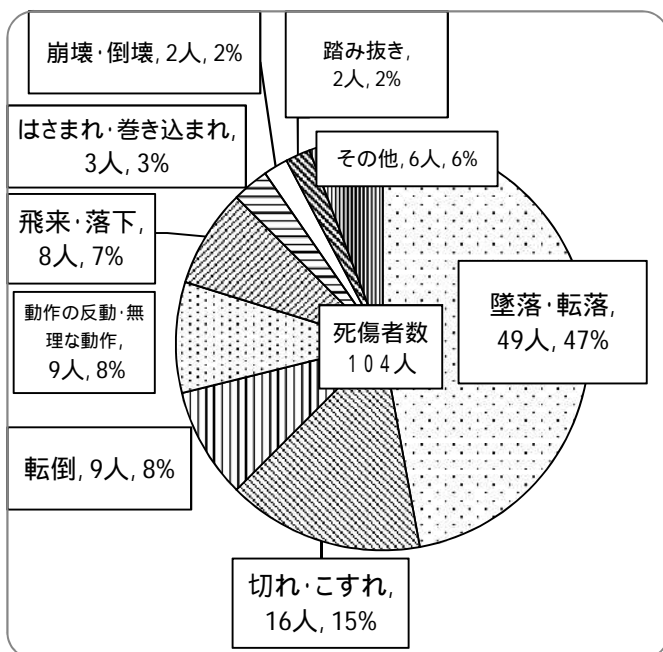
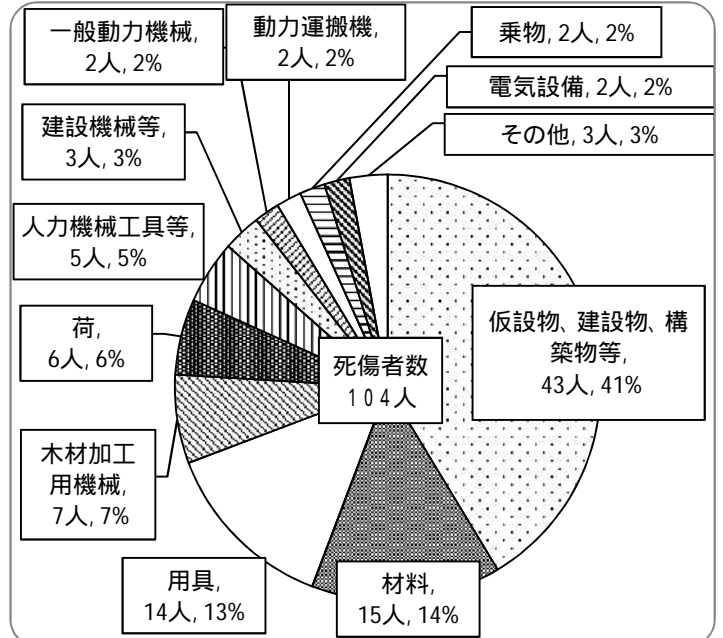


図9-3 令和3(2021)年 起因物別の死傷者数



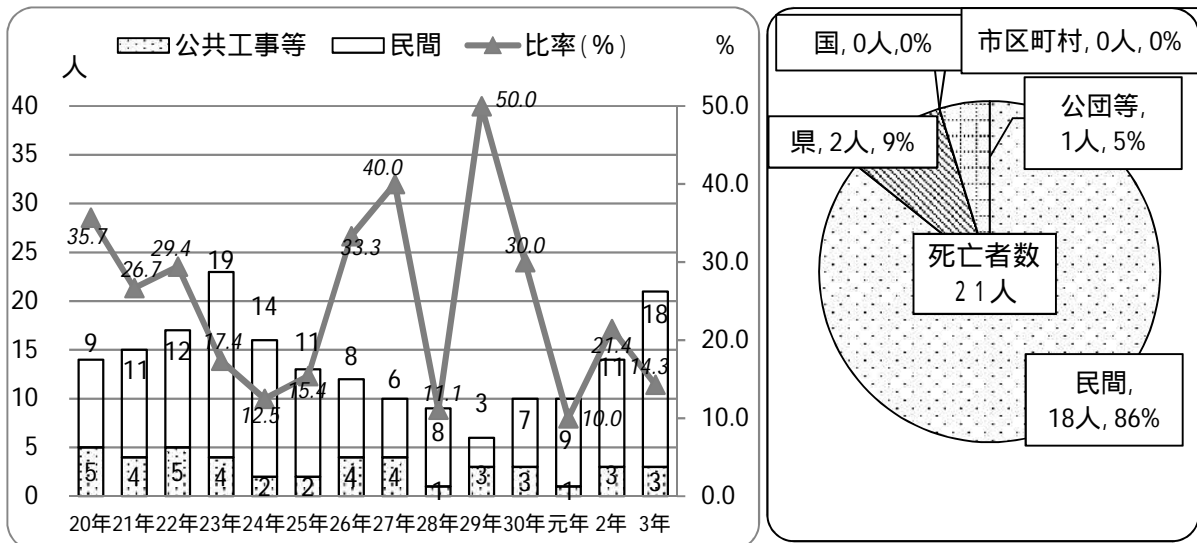
木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり、事故の型別では、「墜落・転落」が49人と最も多く全体の47%を占めており、2番目以降は、「切れ・こすれ」16人(15%)、「転倒」9人(8%)「動作の反動・無理な動作」9人(8%)、飛来・落下8人(8%)であった。

起因物別では、図9-3のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が43人と最も多く全体の41%を占めており、2番目以降は、「材料」15人(14%)、「用具」14人(13%)、「木材加工用機械」7人(7%)、の順となった。

10 公共工事等における災害発生状況

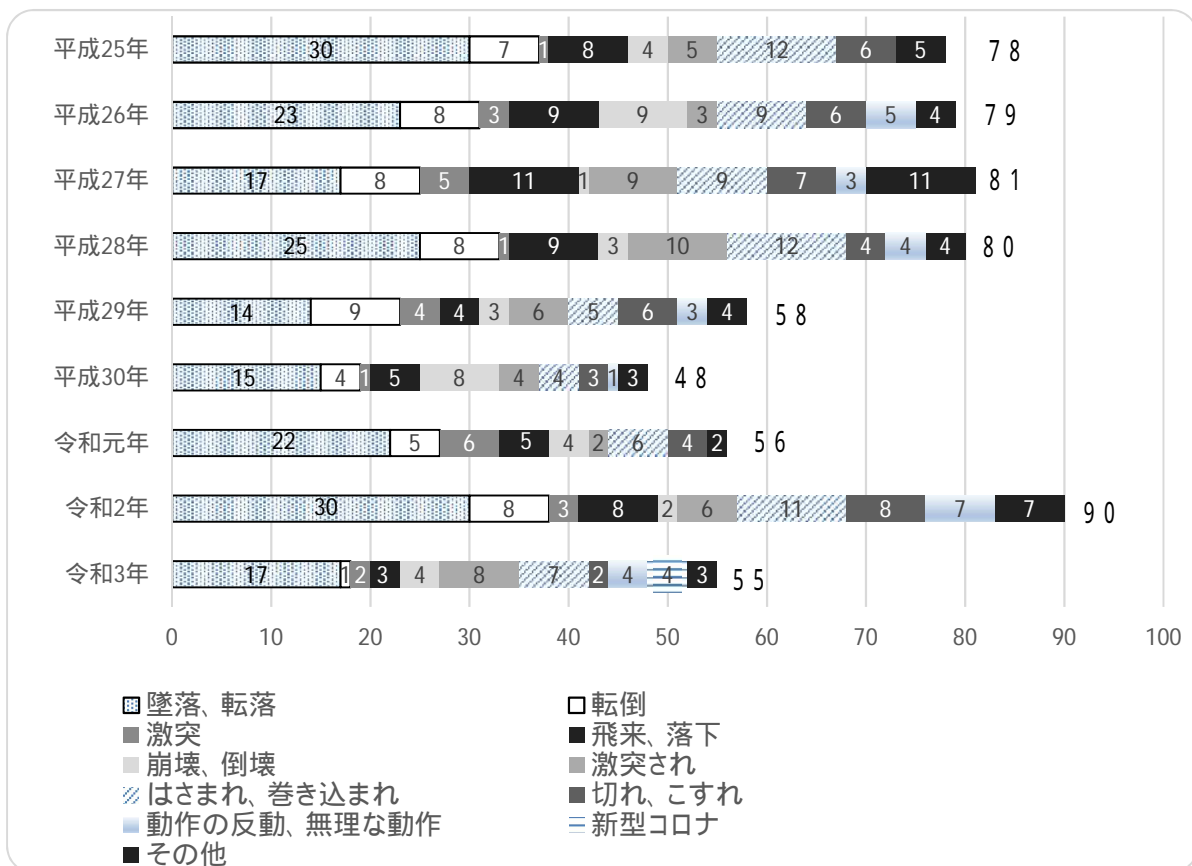
図10-1 公共工事等における死亡者数・比率

図10-2 令和3年 発注者別死亡者数



令和3年の建設業における死亡者21人のうち、公共工事等で発生したのは、3人(14%)であった。

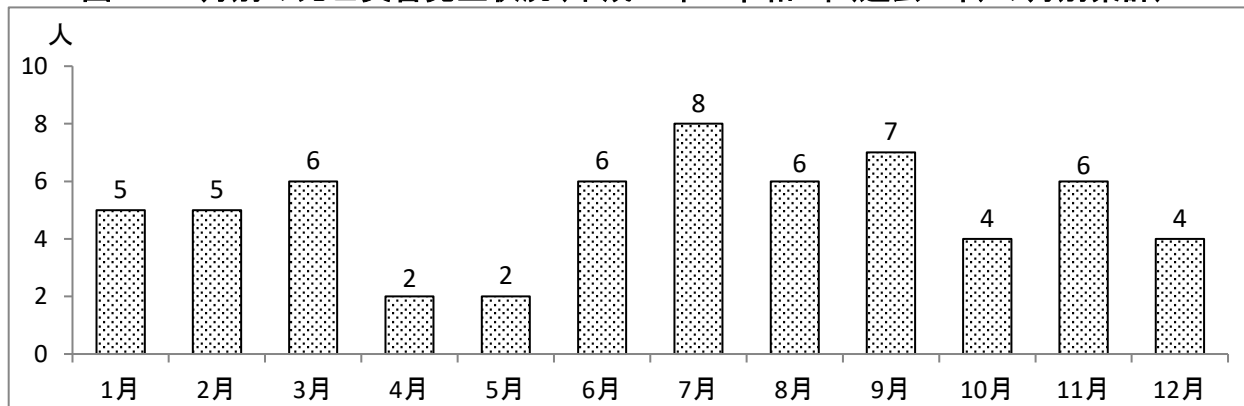
図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者数



令和3年の公共工事等における死傷者は3人であり、建設業全体(21人)の14%を占めた。なお、公共工事等における発注者別の内訳は、国が0人、地方公共団体(県および市区町村)2人、公団等1人であった。さらに、工事種別の内訳は、土木工事業が3人、建築工事業が0人、その他の建設業が0人であった。令和3年の公共工事等における死傷者55人について、事故の型別の内訳としては、「墜落、転落」が17人(31%)と最も多く、次いで「激突され」8人(15%)、「はさまれ、巻き込まれ」7人(13%)となった。

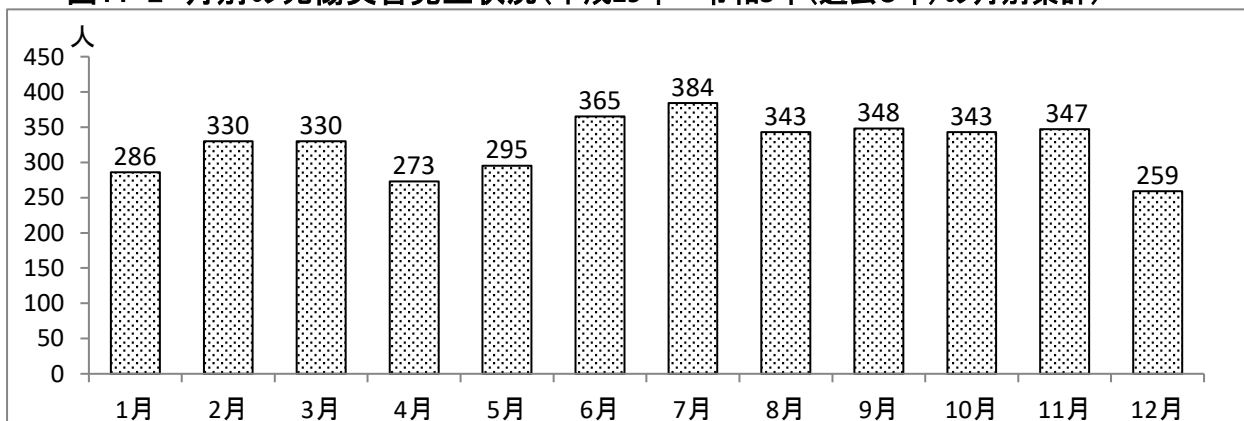
11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成29年～令和3年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は、図11-1のとおりであり、7月に多く発生している。特に梅雨明けには猛暑となることが多いため、熱中症の予防に関し、注意が必要である。

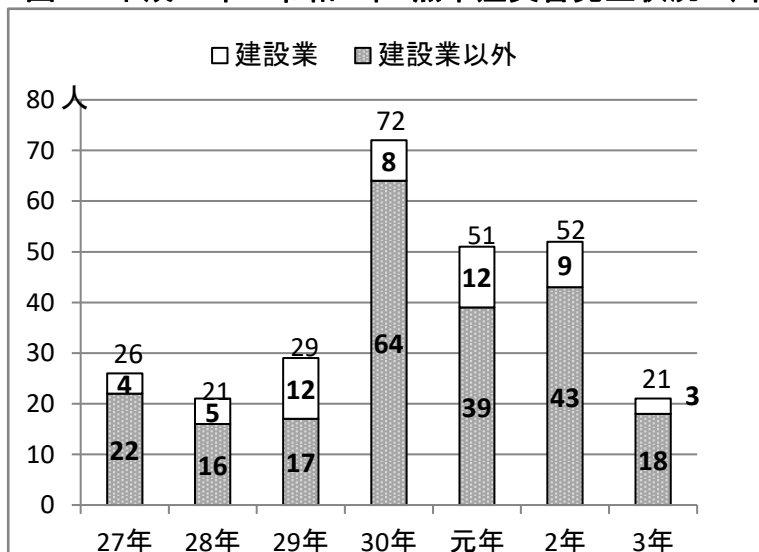
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成29年～令和3年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(6年間月別累計)は、図11-2のとおりであり、6、7月に多く発生している。

12 熱中症災害発生状況

図12 平成27年～令和3年 熱中症災害発生状況 (年別業種別死傷災害発生状況)


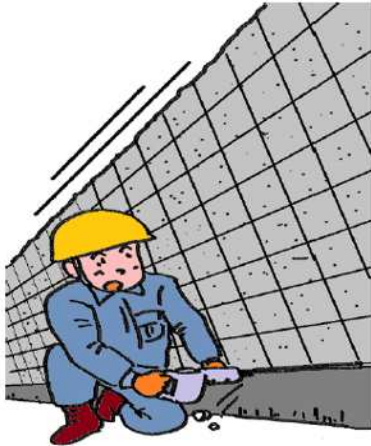



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
 - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体を適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。塩及び飲料水を備える。
 - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
 - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

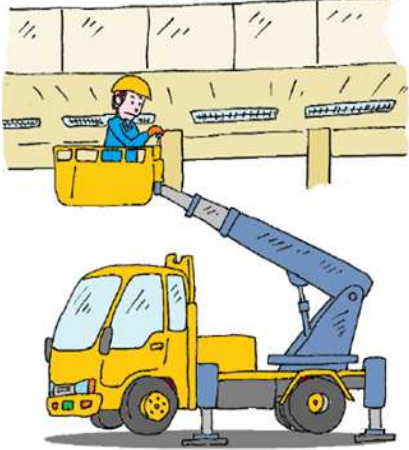
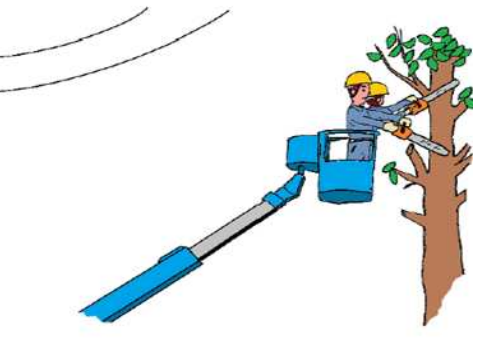
過去7年間の建設業、建設業以外の全業種における死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は、図12のとおりである。令和3年は気温30度以上となるようないわゆる「酷暑日」が少なかったため発症者数は大幅に減少した。熱中症による死亡災害については、26年に1人発生して以降、3年間発生していなかったが、30年は4人発生し、その内1人は建設業において発生した。元年には建設業において作業終了後、帰宅途中において発病した死亡災害が発生している。なお、令和2年以降、建設業において熱中症による死亡災害は発生していない。

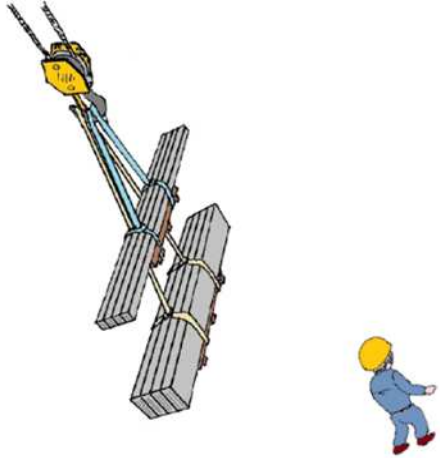
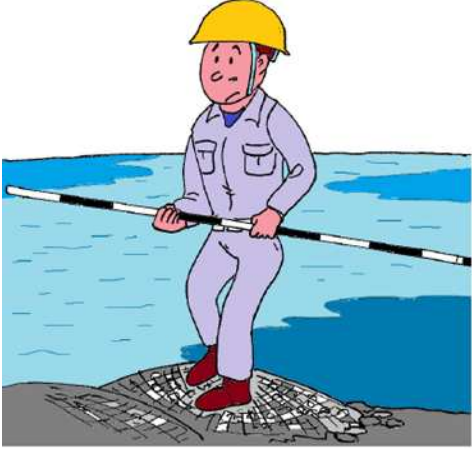

厚生労働省では、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、今年も令和4年5月1日から9月30日までの期間に「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している(後に資料添付)。

令和3年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
1	1月 14時頃	建築工事業 10人～29人 70歳～74歳	はしご等 墜落、転落	<p>自社の倉庫内で資材作成中、材料を取り出すために乗っていた脚立から後ろ向きに落ち、頭を打ったもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 昇降及び作業中に不安定となりやすいので、できるだけ脚立やはしごは使用せず、より安全な脚立足場や作業台等を使用すること。 検討の結果、脚立を使用することがやむを得ない場合には平坦な場所に設置し、天板の上には立たないこと。また、必要に応じてもう一人が脚立やはしごを支えること。 万一の墜落時に頭部を保護するため、墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用すること。</p>
				
2	1月 14時頃	建築工事業 10人～29人 50歳～54歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	<p>家屋解体工事において、敷地境界線沿いのコンクリートブロック塀を敷地内に倒すため、研りハンマー(ガソリンエンジン式)で塀の土台との境を横に研る作業を行い、ほぼ終えたところで塀(長さ約15m、重量約1.8トン)が敷地内に倒れ下敷きになったもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 工作物の倒壊による危険を防止するために、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。 1の作業計画は、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁の倒壊による危険を防止するための方法を示したものとすること。 コンクリート等で作られた壁、塀等を解体もしくは破壊する場合には、不意の倒壊を防止するための控え、やらず等を設けること。</p> <p>の措置は高さが5m以上の場合に労働安全衛生法の定めにより必須となっていること。</p>
				
3	2月 15時頃	土木工事業 100人～299人 25歳～29歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	<p>道路工事において、掘削土砂の処理プラントのホッパーが詰まったため、ホッパー下端の土砂排出口と排出コンベヤーの隙間からホッパー内に入り、スコップ等で詰まりをかきだしていたところ、詰まりが取れて崩れ落ちてきた土砂の下敷きになったもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 作業のため土砂等が落下する危険があるときは、作業方法をよく吟味し、当該危険を防止するための措置を講じること。 雇い入れあるいは作業内容の変更、新規入場時等において、当該作業員に対し、機械等の危険性、取り扱いの方法、作業手順に関すること等従事する業務についての必要な事項の教育を行うこと。</p>
				

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	3月 7時頃	建築工事業 ～9人 45歳～49歳	その他 起因物なし	<p>ビル改修工事の元請に派遣されていた管理者が、現場内で計測作業中に突然床に倒れこみ救急搬送され、翌日に死亡した。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。</p> <p>【災害防止のポイント】 労働時間等の状況に応じて医師による面接指導を行うこと。 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対処すること。</p>
5	3月 10時頃	土木工事業 30人～49人 70歳～74歳	その他の乗物 交通事故	<p>作業船（総トン数5トン未満）に測量士を乗せ海底を測量中、船底が消波ブロックにぶつかり傾いたので最寄りの漁港に避難した。棧橋に係留後、船長（船員に該当しない労働者）が船上で破損状況を確認中、急速に沈み始め、約10秒で沈没した際に、海中に吸い込まれたもの。 なお、被災者は救命胴衣を着用していた。</p> <p>【災害防止のポイント】 船上で作業を行う場合において、水中に転落することによりおぼれるおそれのあるときは、救命胴衣を着用させるほか、場合によって墜落制止用器具（安全帯）を使用させ、浮き輪などの救助用具を備え付けるなど、救命のための必要な措置を講じること。 急激な浸水のおそれのあるときは、着岸させ、浸水の状況を安全な場所で確認し、船揚場等において行うこと。</p>
6	3月 16時頃	建築工事業 ～9人 60歳～64歳	その他 起因物なし	<p>ビル新築工事において2次下請の設備工事施工管理者が、現場事務所内で椅子に座り事務作業中に突然床に倒れこみ救急搬送され、翌日に死亡した。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。</p> <p>【災害防止のポイント】 労働時間等の状況に応じて医師による面接指導を行うこと。 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正された労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令に適切に対処すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
7	4月 11時頃	建築工事業 ～9人 75歳～79歳	丸のこ盤 切れ、こすれ	<p>被災者は手持ち式丸のこ機械(手持ち式ディスクグラインダのアタッチメントを外径125ミリメートルの石こうボード用丸のこに交換したもの)を持って木造建築物の内壁を切除中、当該丸のこ機械を落とした際に自身の太ももに切創を負い、出血多量となったもの。</p> <p>なお、丸のこ接触予防カバーなし。</p> <p>【災害防止のポイント】 木材を切断する時は作業の状況、環境に適合した用具を選定して行うこと。特に、用途の違う手持ち式グラインダを用途外使用するようなことは厳に慎むこと。 木材加工用の丸のこ盤には歯の接触予防装置が設けられているものを使用すること。</p>
				
8	5月 10時頃	建築工事業 ～9人 50歳～54歳	高所作業車 はさまれ、 巻き込まれ	<p>高速道路料金所の表示板交換工事において、被災者はブーム式高所作業車の作業床(バケット)に一人で乗り込み作業していたところ、料金所天井に背中を付け、胸がバケット上縁(手すり部分)に押し上げられる形ではさまれている状態(胸部圧迫による窒息状態)でいるのが発見された。</p> <p>【災害防止のポイント】 安全な作業計画の作成等を行うこと。あらかじめ、当該作用に係る場所の状況、高所作業車の能力等に適応する作業計画を定め、当該作業計画によって作業を行うこと。また、作業を行う時に指揮者を定め、その者が作業の計画に基づき指揮を行うこと。 作業開始前の作業打合せ等を十分行うこと。また、その日の作業を開始する前に、全員参加でその日の作業に関する打合せを行うとともに、実効あるKY活動を行うこと。さらに、元方事業者は、下請事業者に対して安全衛生教育などに指導、援助を行うこと。 高所作業車の操作レバーについては、作業服をひっかけるなど、不用意に接触することにより作動することのないようにカバー等を設けること。</p>
				
9 および 10	6月 8時頃	土木工事業 ～9人 55歳～59歳	高所作業車 感電	<p>ゴルフ場のコース改修工事において、高所作業車(伸縮ブーム・バスケット・トラック型)に2人が乗り込み、チェーンソーを使って樹木を上から段階的に伐採していたところ、66,000ボルト送電線にバスケットが接触し、2人とも感電し死亡したもの(1次下請の労働者と2次下請の労働者)。</p> <p>【災害防止のポイント】 高所作業車で作業を行う場合には、あらかじめ、地形、障害物等の状況に応じた作業範囲、操作方法などについて作業計画を作成し、それに基づき行うこと。特に、送電線等危険区域がある場合には、上昇時に通った作業範囲を外れた移動は危険であり、作業床を上昇させた手順を逆に追って旋回、下降などを行うこと。 高所作業車の作業範囲内に送電線等の危険区域がある場合には、監視人を置き、その者の指示のもとに操作すること。 作業に当たってあらかじめ危険限界を把握し、作業者が明確に視認できるようセーフティリボン等を設けること。</p>
	6月 8時頃	土木工事業 ～9人 45歳～49歳	高所作業車 感電	
				

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
11	6月 14時頃	建築工事業 ～9人 50歳～54歳	玉掛用具 飛来、落下	<p>6階建てビル新築工事において、屋上に設置した低床ジブクレーンで、バスダクトを積んだパレット2枚(高低差のある2連吊りで合計約500キログラム)を楊重していた。高さ30メートル付近で、バスダクト約350キログラムを積んだパレットのナイロンスリングが2本ともクレーンのフックから外れ、地上で別作業中の2次下請の被災者の上に落下したものの。</p> <p>【災害防止のポイント】 クレーンを使用した荷の積卸し作業で荷の落下等による危害のおそれがある場合には、周辺で作業を行っている者 自発的に作業を行う者等を含むに危険区域への立ち入り禁止を指示し、作業中には立ち入り禁止区域内やつり荷の下への立ち入りがないか監視を行い、できればバリケード等によりその立ち入り禁止区域を明確にすること。 作業計画を定め関係者に周知徹底すること。特に建築工事現場では、複数の関連会社の作業員が混在して、あるいは共同して作業を行うことが多いので、毎日の作業計画について関係会社で十分に連絡調整を行って定め、関係作業員に周知徹底すること。また、クレーン等を用いた作業で一次、二次の下請業者等が共同して作業を行う場合には、作業全体の指示系統、立ち入り禁止区域を含む作業計画を定め、必要な連絡調整を行うこと。</p>
				
12	6月 9時頃	土木工事業 ～9人 55歳～59歳	水 おぼれ	<p>河川修繕工事において水深3.5メートルの川底から水深0.4メートルまで岸に沿って捨石を積んでいた。被災者は捨石の上を歩いて、漂着したゴミを拾っていたところ、約10分後に川の深いところで溺れているのを発見された。</p> <p>【災害防止のポイント】 立ち入り禁止区域を明確に区画すること。また、河川の深い場所を確認し、おぼれるおそれのある場所の周辺区域で作業するときは、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じ、ライフジャケットの着用、そのほか救命に必要な設備を予め準備すること。 雇入れあるいは作業内容の変更、新規入場時等において、当該作業員に対し、危険区域の存在、作業手順に関すること等従事する業務についての必要な事項の教育を行うこと。</p>
				
13	7月 13時頃	建築工事業 ～9人 55歳～59歳	足場 墜落、転落	<p>4階建て建築物の底の交換等の工事で足場を組立中、高さ約2.8メートルの1層目抱き足場から高さ約4.8メートルのブラケット一則足場作業床によじ登る途中でバランスを崩して墜落したものの。</p> <p>【災害防止のポイント】 踏面のある階段等、安全な昇降設備を設置し、これを使用させること。 足場の組立て等作業主任者に作業指揮させ、保護帽、墜落制止用器具(安全带)、昇降設備の使用状況等を監視させること。</p>
				

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
14	8月 14時頃	その他の建設業 ～9人 50歳～54歳	はしご等 墜落、転落	<p>戸建て住宅の2階のエアコンを取替える工事において、建屋2階の外壁の配管作業のため、外壁に立てかけたはしごに登っていたところ、はしごが転位し、約5メートル下の段差のある隣家の敷地内に墜落したもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 昇降及び作業中に不安定となりやすいので、できるだけ脚立やはしごは使用せず、より安全な昇降階段等を使用すること。 検討の結果、はしごを使用することがやむを得ない場合には平たんな場所に設置し、滑動防止のためにはしごを固定し、かつ手足三点支持により昇降すること。また、はしご上部は上部支点から60センチメートル以上突き出し、さらに必要に応じてもう一人が脚立やはしごを支えること。 万一の墜落時に頭部を保護するため、墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用すること。</p>
15	9月 10時頃	建築工事業 ～9人 35歳～39歳	作業板、歩み板 墜落、転落	<p>体育施設の電球の取り換え作業を行うために、2次下請の被災者が天井裏を移動していたところ、天井板が外れて約15メートル下に墜落したもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 安全に移動することができる作業通路以外の通行禁止を徹底すること。やむをえず、安全な作業通路から外れて通行する必要があるときには、踏み抜き等による墜落の危険について、十分に検討し、歩み板の設置等の必要な措置を講じたうえで行うこと。</p>
16	9月 15時頃	建築工事業 ～9人 25歳～29歳	建築物、構築物 崩壊、倒壊	<p>RC2階造の建物解体工事現場において、被災者は建物1階内部から解体用建設機械による解体箇所に向って散水を行っていた。被災者の直上の既存建物の2階部分の一部(推定13.6トン)が崩落し、下敷きとなったもの。被災者は外国人研修生である。</p> <p>工作物の倒壊による危険を防止するために、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、当該調査により知り得たところに適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行うこと。 の作業計画は、作業の方法及び順序、使用する機械等の種類及び能力、控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁の倒壊による危険を防止するための方法を示したものとすること。 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者を選任し、その者が作業の方法及び労働者の配置を決定し、直接作業を指揮すること。 作業者に外国人がいる場合には、日本語の習得状況に応じ、作業計画の内容を誤解していないか確認するよう配慮すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
17	9月 13時頃	建築工事業 ～9人 30歳～34歳	開口部 墜落、転落	<p>鉄骨造6階建てビル新築工事において、3次下請の被災者は網状の鋼製床材を枠に取り付ける作業を行っていた。取り付けた床材の上を移動中、床材が未設置の開口部から約3.8m下の1階コンクリート製床に墜落したものの。</p> <p>【災害防止のポイント】 手すり、中さん、幅木、防網(水平ネット)及び作業床未設置などの墜落防止措置が不十分な箇所を不安全状態のまま放置しないこと。 高所作業における墜落防止措置としてまず第一に、手すり、中さん、幅木等により墜落防止措置が十分にされた作業床(足場等)を設置すべきこと。作業の性質や必要上、墜落防止について安全な作業床が設置できないときは、親綱等を設置し、墜落制止用器具(安全帯)と頭部保護用の保護帽(ヘルメット)を使用させること。</p>
18	10月 12時頃	土木工事業 ～9人 60歳～64歳	トラック 交通事故	<p>ガス工事後の道路復旧工事において、傾斜8度の坂道でセーフティローダーダンプ(荷台が後方にスライドし後端が接地する車載・土砂兼用ダンプ)にドラグショベルの自走積み直後、無人の同ダンプが坂道を逸走し、37メートル先のフェンスを突き破って道路下に落ち横転した。 1次下請の被災者は逸走を止めようとしてフェンスと同ダンプとの間にはさまれたもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 積み込み等の際は車両は平坦な安定した場所に停車すること。また、運転席から離れる際には、エンジンを停止して、サイドブレーキを十分に引くとともに、ギヤを入れ、輪留めをタイヤに設置する等の逸走防止措置を講じること。また、ハンドルは壁や縁石がある方向に切っておくことも有効であること。 建設機械などの積卸しを行う場合は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板のかけ渡し角度は15度以下とすること。 「15度以下」とすることを建設業労働災害防止協会では推奨しています。</p>
19	11月 14時頃	その他の建設業 10人～29人 65歳～69歳	電力設備 感電	<p>発注者の工場内で試験電源回路の支持碍子を清掃していたところ、製品の試験のための架電が始まり3万500ボルトに感電し、約2か月後に死亡した。</p> <p>【災害防止のポイント】 清掃中に誤って通電することがないように電路開閉器にロックアウト措置を講じ、「清掃中につき通電禁止」の表示を行うなどの措置を講じること。 電路周辺に立ち入り者がいないことを確認した後に通電すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 年齢	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
20	11月 14時頃	建築工事業 10人～29人 50歳～54歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	<p>鉄骨造9階建て商業ビル新築工事において、2次下請の被災者は、掘削深さ2メートル強の根切り床で、土留めの横矢板壁の寸法をしゃがんだ姿勢で測定中、背後の地山(基礎工のため地上から車両系建設機械で掘り下げ途中の掘削面)が突然崩れ、胸まで土砂に埋もれたもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 車両系建設機械による掘削作業中に、当該作業場所及びその周囲で別の作業は行わせないこと。</p>
21	12月 16時頃	木造家屋建築工事 ～9人 65歳～69歳	はしご 墜落、転落	<p>はしごを使用して2階への昇降中に誤って墜落したもの。</p> <p>【災害防止のポイント】 昇降及び作業中に不安定となりやすいので、できるだけ脚立やはしごは使用せず、より安全な昇降階段等を使用すること。 検討の結果、はしごを使用することがやむを得ない場合には平たんな場所に設置し、滑動防止のためにはしごを固定し、かつ手足三点支持により昇降すること。また、はしご上部は2階床から60センチメートル以上突き出し、さらに必要に応じてもう一人が脚立やはしごを支えること。 万一の墜落時に頭部を保護するため、墜落時保護用の保護帽(ヘルメット)を着用すること。</p>



©いらすとや



令和4年度(第95回)全国安全週間

本週間 7月1日～7日

準備期間 6月1日～30日

スローガン

安全は 急がず焦らず怠らず



足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶ P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶ P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶ P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶ P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶ P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

▶ P7

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

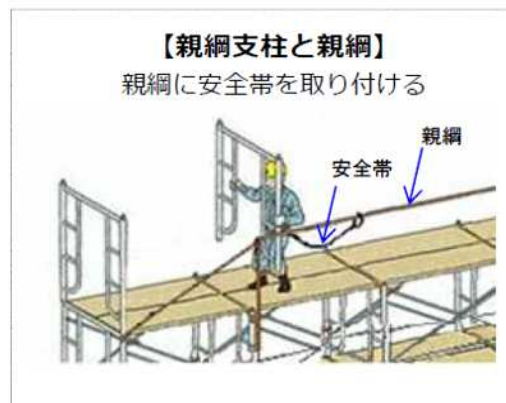
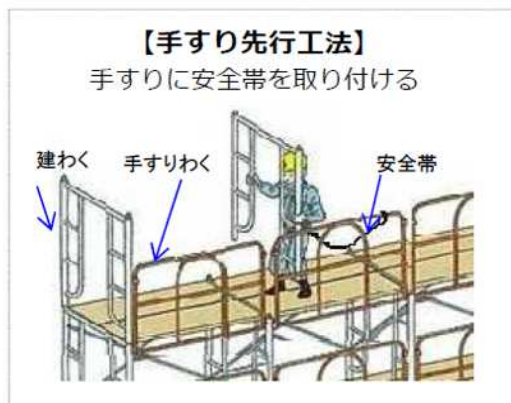
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や 昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合があります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

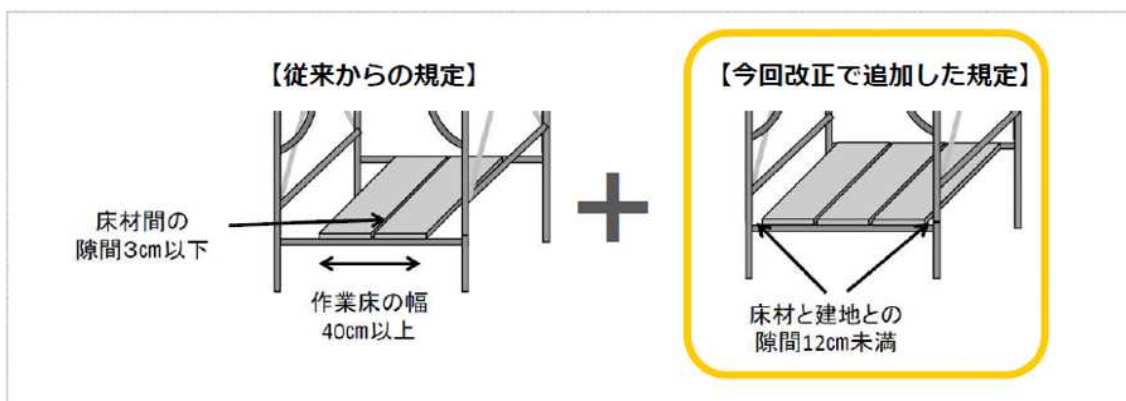
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



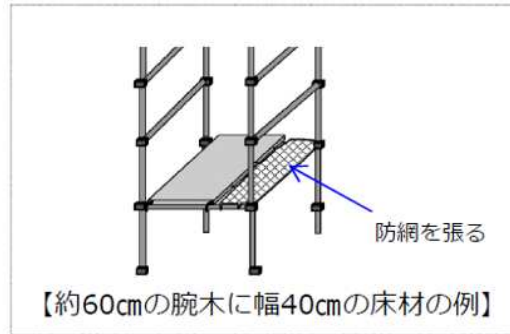
※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

<留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
 - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

- 経過措置 -

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直ちに**取り外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の栈もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の栈またはこれと同等以上の機能がある設備（中栈等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

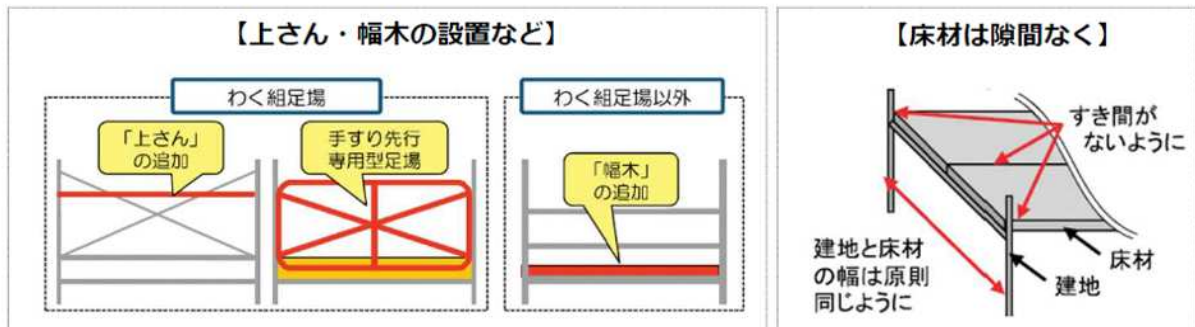
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実に行いましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

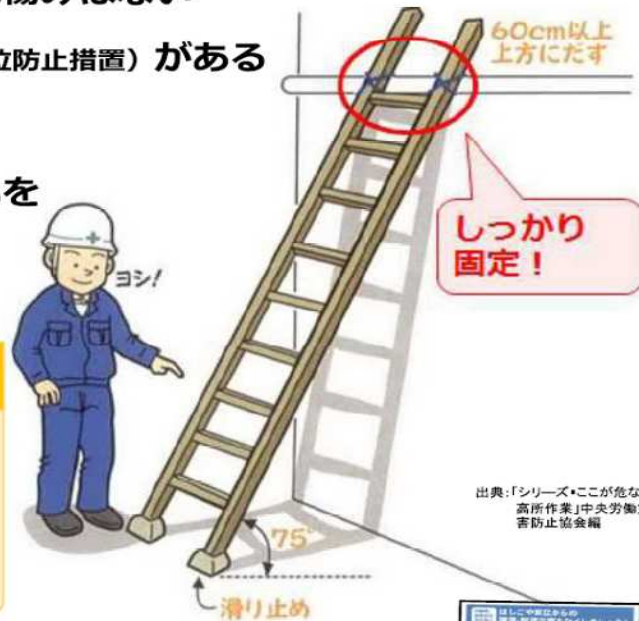
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気 (晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3. 3)

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×→	×
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)

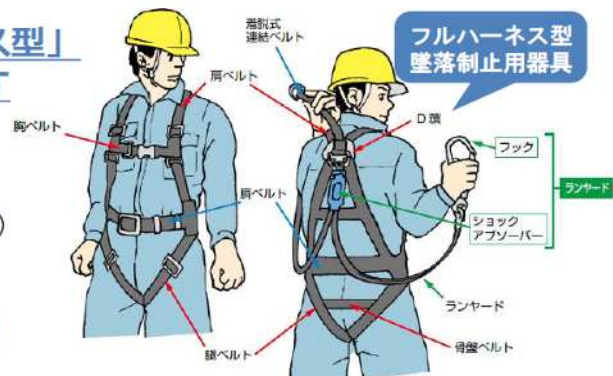
②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の業務を行う労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。


- ▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P 2～

ガイドラインについて P 4～

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

R3.4

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、**墜落制止用器具の規格**については、2019(平成31)年1月に告示されました。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者が義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照
2019(平成31)年1月に告示された「墜落制止用器具の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

（旧）安全帯の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(令和4)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年以降			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月				
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)			
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)															
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)															
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(令和4)年1月1日まで)																×			
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)															
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)															
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×			
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)															

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合は一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所でフルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略できます。
- ② (★)の場所で胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験を有する者は、Ⅰを省略できます。
- ③ ロープ高所作業特別教育受講者又は足場の組立て等特別教育受講者は、Ⅲを省略できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科科目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用法	2時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

※ ガイドラインの全文は7・8ページに掲載しています。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときに生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

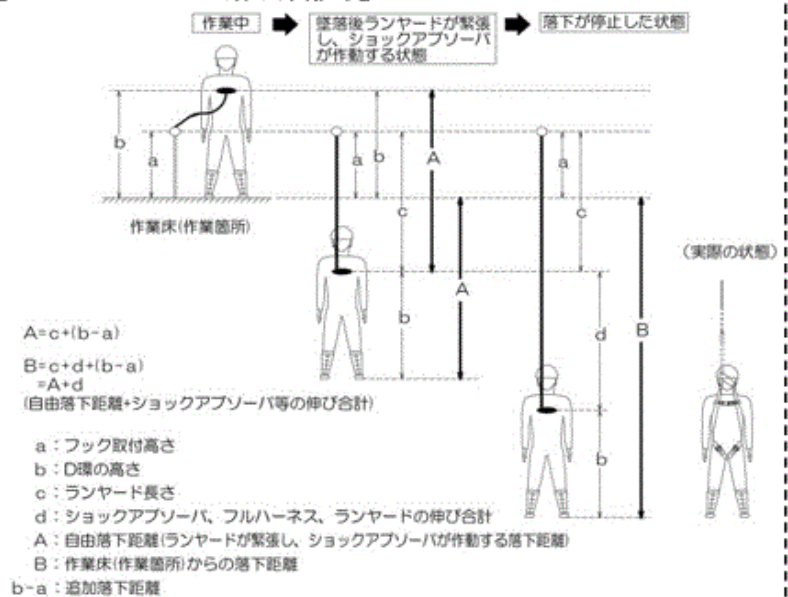
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

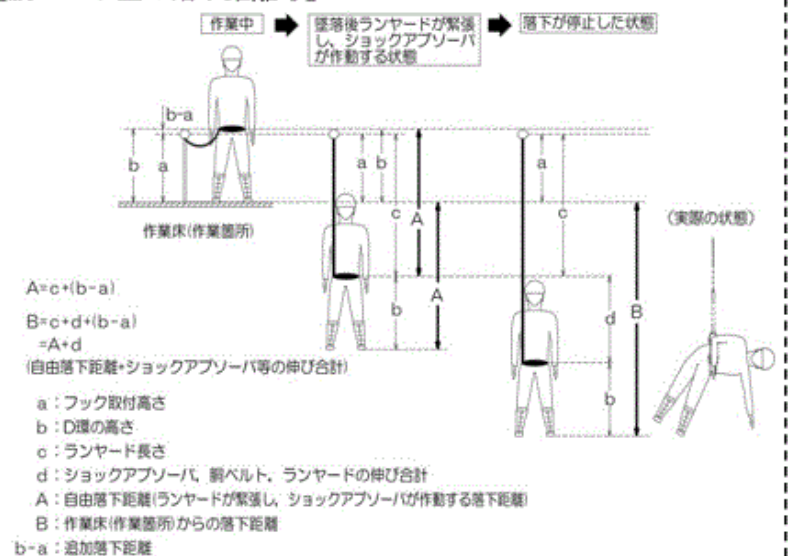
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月25日に改正された「墜落制止用器具の規格」(平成31年厚生労働省告示第11号)とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

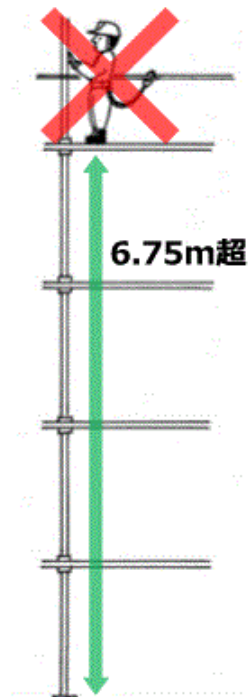
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は5mを超える箇所、柱上作業等の場合は2m以上の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用されるU字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

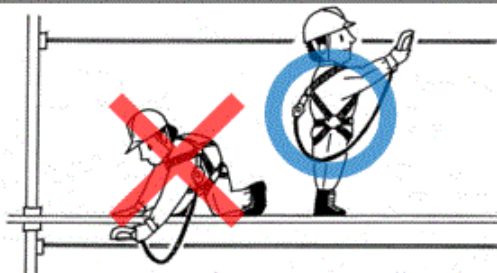
(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)



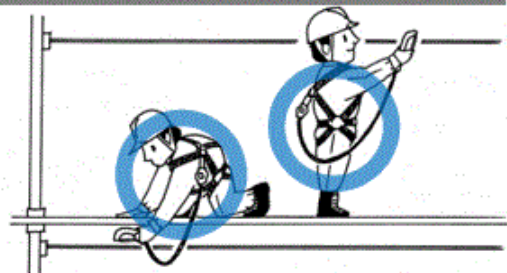
要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選定

腰の高さ以上にフック等を掛けて作業を行うことが可能な場合には、第一種ショックアブソーバを選定します。鉄骨組み立て作業等において、足下にフック等を掛けて作業を行う必要がある場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。(両方の作業を混在して行う場合は、フルハーネス型を選定するとともに、第二種ショックアブソーバを選定します。)

第一種ショックアブソーバを使用する場合



第二種ショックアブソーバを使用する場合



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ^{※1}を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※1 ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件^{※2}を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※2 ランヤードのフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

令和4年1月2日からは

墜落制止用器具

をご使用ください



主な変更点

①安全帯の名称を「墜落制止用器具」に変更

※性能基準も変更となったため、安全帯として使用していたものは原則使用することができません。

安全帯		墜落制止用器具
胴ベルト型（一本つり）	○→	胴ベルト型（一本つり）
胴ベルト型（U字つり）	✗→	
フルハーネス型（一本つり）	○→	フルハーネス型（一本つり）

②フルハーネス型の使用が原則に



※ただし、高さが6.75m以下の場合
は「胴ベルト型（一本つり）」
を使用できます。

③特別教育の義務付け

以下のいずれにも該当する業務を行う場合は特別教育を受講してください。

- 1.高さが2 m以上の箇所
- 2.作業床を設けることが困難なところ
- 3.フルハーネス型のものを用いて行う作業（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

墜落制止用器具を製造、輸入、使用、販売する皆様へ

墜落制止用器具の規格第9条に基づく

「適切な表示」※

の有無をご確認ください。

「墜落制止用器具の規格」に基づく表示の例

※最低限以下の項目が表示されているものを言います。

墜落制止用器具 本体

種類：フルハーネス型又は胴ベルト型

製造者名：〇〇社

製造年月：20〇〇年〇月

ショックアブ ソーバ

種別：第一種又は第二種

最大自由落下距離：〇.〇m

使用可能な重量：〇〇kg

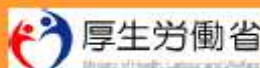
落下距離：〇.〇m

「適切な表示」が無いものは、
必要な性能を有していないおそれがあり、

法令違反となります。

販売及び使用は絶対にしないでください。

墜落制止用器具の取扱いに係る詳細はこちらをチェック！



「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します

施行日は平成28年1月1日 但し、特別教育の施行日は平成28年7月1日

- 高所で作業を行う場合には、墜落による労働者の危険を防止するため、高さ2メートル以上の場所では作業床の設置を義務づけています。(安衛則第518条第1項)
しかし、作業床の設置が困難なところでは例外的にロープで身体を保持する「ロープ高所作業」を用いざるを得ない場合もあります。
- 過去には、ビルの外装清掃やのり面保護工事などで行われるロープ高所作業で、身体を保持するロープの結び目がほどけたり、ロープが切れたりすることなどによって墜落する労働災害が発生しています。
- このため、今般、労働安全衛生規則を改正し、「ロープ高所作業」を行う場合、ライフライン設置、作業計画の策定、特別教育の実施などが新たに義務づけられました。



「ロープ高所作業」とは

高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(四十度未満の斜面における作業を除く。)
(安衛則第539条の2より)

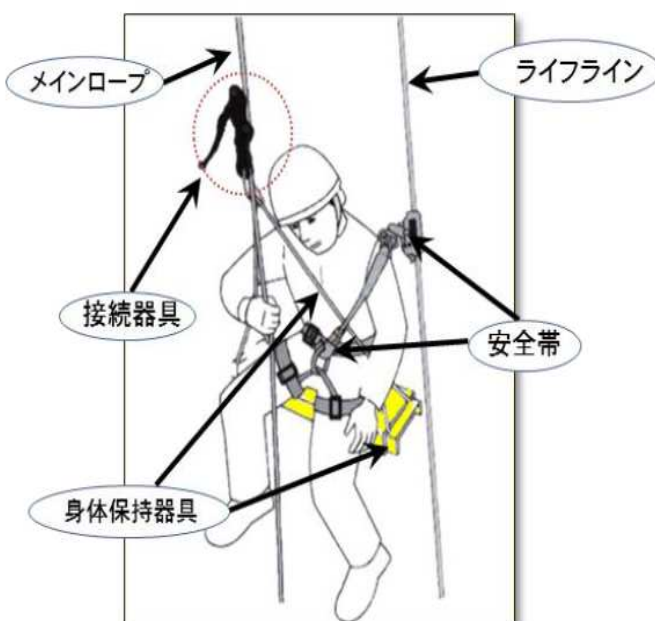
ロープ高所作業における危険の防止のための規定

(平成28年1月1日施行)

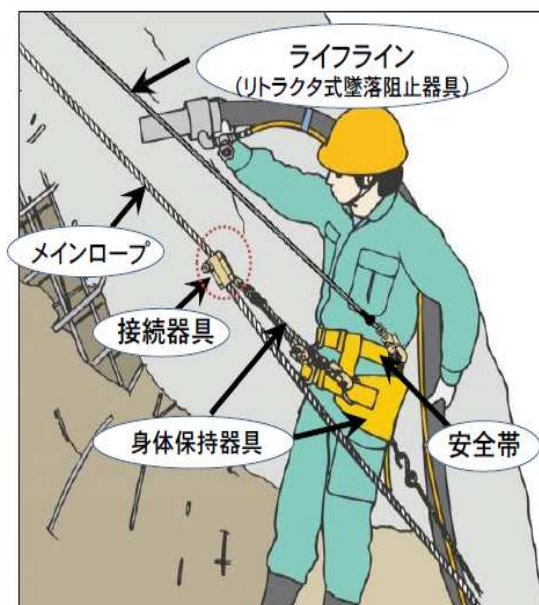
1 ライフラインの設置

安衛則第539条の2

- ロープ高所作業を行うときは、身体保持器具を取り付けた「メインロープ」以外に、安全帯を取り付けるための「ライフライン」を設ける必要があります。
なお、ライフラインとしてリトラクタ型墜落阻止器具を用いることもできます。



ビルクリーニング業務でのロープ高所作業の例



のり面保護工事でのロープ高所作業の例

2 メインロープ等の強度等

安衛則第539条の3

- (1) メインロープ等※は、十分な強度があり、著しい損傷、摩耗、変形や腐食がないものを使用する必要があります。

※メインロープ等とは、メインロープ、ライフライン、これらを支持物に緊結するための緊結具、身体保持器具とこれをメインロープに取り付けるための接続器具のこと

- (2) メインロープ・ライフライン・身体保持器具については、次の措置をとる必要があります。なお、これらの措置については、複数人で確認するようにしてください。

- ① メインロープとライフラインは、作業箇所の上方のそれぞれ異なる堅固な支持物に、外れないように確実に緊結すること



△ 支持物とメインロープとの緊結の例 △

- ② メインロープとライフラインは、ロープ高所作業に従事する労働者が安全に昇降するため十分な長さを有すること
- ③ 突起物などでメインロープやライフラインが切断するおそれのある箇所では、覆いを設けるなど切断を防止するための措置を行うこと
- ④ 身体保持器具は、接続器具を用いて確実に取り付けること
なお、接続器具は、使用するメインロープに適合したものをを用いる必要があります。

▼ 切断防止措置の例(巻き付け型養生)



切断防止措置の例 (置き型養生) ▲

3 調査及び記録

安衛則第539条の4

- ロープ高所作業を行うときは、墜落または物体の落下による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業を行う場所について、次の項目を調査し、その結果を記録する必要があります。
 - ① 作業箇所とその下方の状況
 - ② メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置、状態、それらの周囲の状況
 - ③ 作業箇所と②の支持物に通じる通路の状況
 - ④ 切断のおそれのある箇所の有無とその位置や状態

4 作業計画

安衛則第539条の5

- 3の調査を踏まえ、ロープ高所作業を行うときは、あらかじめ、次の項目が示された作業計画をつくり、関係労働者に周知し、作業計画に従って作業を行う必要があります。
 - ① 作業の方法と順序
 - ② 作業に従事する労働者の人数
 - ③ メインロープとライフラインを緊結するためのそれぞれの支持物の位置
 - ④ 使用するメインロープ等の種類と強度
 - ⑤ 使用するメインロープとライフラインの長さ
 - ⑥ 切断のおそれのある箇所と切断防止措置
 - ⑦ メインロープとライフラインを支持物に緊結する作業に従事する労働者の墜落による危険を防止する措置
 - ⑧ 物体の落下による労働者の危険を防止するための措置
 - ⑨ 労働災害が発生した場合の応急の措置

5 作業指揮者

安衛則第539条の6

- ロープ高所作業を行うときは、作業計画に基づく作業の指揮、2(2)の措置が行われていることの点検、作業中の安全带と保護帽の使用状況の監視を行う、作業指揮者を定める必要があります。

6 安全带・保護帽

安衛則第539条の7・安衛則第539条の8

- ロープ高所作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全带を使用させる必要があります。また、物体の落下による危険を避けるため、関係労働者に保護帽を着用させる必要があります。
- 使用する安全带はライフラインに取り付ける必要があります。なお、安全带のグリップは、使用するライフラインに適合したものをを用いる必要があります。
- 安全带、保護帽の使用を命じられた労働者は、これらを使用する必要があります。なお、安全带の取り付けについては、複数人で確認するようにしてください。

8 その他

- 今回新たに施行される規定以外にも、ロープ高所作業を行うときは以下の安衛則第522条(悪天候時の作業の禁止)・第523条(照度の保持)・第537条(物体の落下による危険の防止)・第530条(立入禁止)の規定が適用されます。

特別教育を必要とする業務の追加

(平成28年7月1日施行)

特別教育

安衛則第36条・第39条・安全衛生特別教育規程第23条

- 労働者をロープ高所作業に関する業務に就かせるときは、安全のための特別の教育を行う必要があります。

教育科目

	教育科目	内 容	時 間
学 科 教 育	1 ロープ高所作業に関する知識	ロープ高所作業の方法	1時間
	2 メインロープ等に関する知識	・メインロープ等の種類、構造、強度、取扱い方法 ・メインロープ等の点検と整備の方法	1時間
	3 労働災害の防止に関する知識	・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带、保護帽の使用方法和保守点検の方法	1時間
	4 法令関係	法、令、安衛則内の関係条項	1時間
実 技 教 育	1 ロープ高所作業の方法 墜落による労働災害防止のための措置 安全带と保護帽の取扱い	・ロープ高所作業の方法 ・墜落による労働災害の防止のための措置 ・安全带と保護帽の取り扱い	2時間
	2 メインロープ等の点検	メインロープ等の点検と整備の方法	1時間

- 新安衛則公布後施行日より前にロープ高所作業についての特別教育の全部または一部の科目を受講した場合は、受講した科目を省略することができます。
- 特別教育の講師についての資格要件は定めていませんが、教育科目について十分な知識、経験を有する者が行う必要があります。

移動式クレーンの製造者及び使用者の皆様へ

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど 移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご注意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

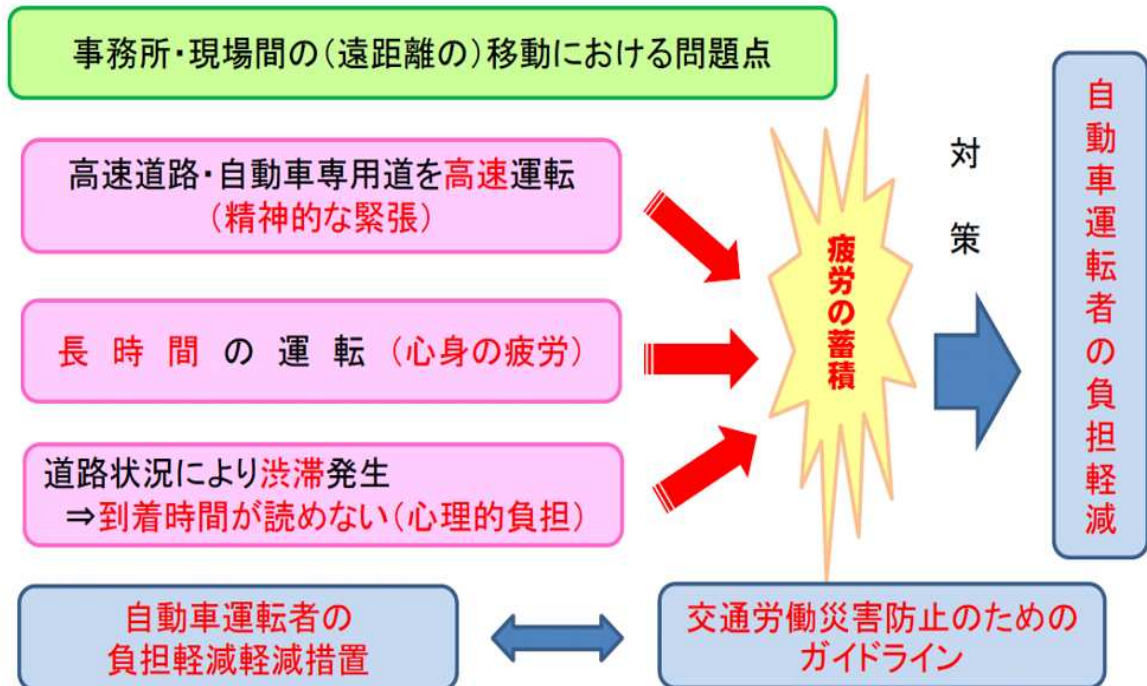
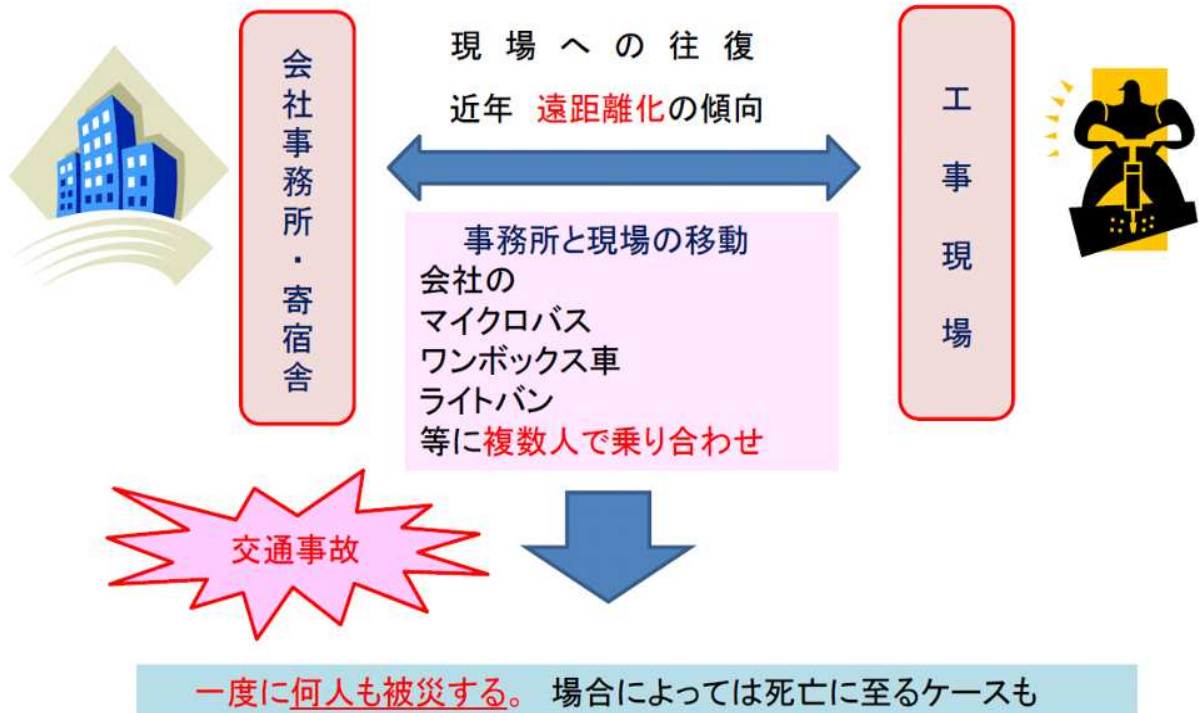
定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



2.1 建設業の交通労働災害の防止対策



- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。
(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休息できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。
(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようにする。
運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。)

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

令和4年5月～9月

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

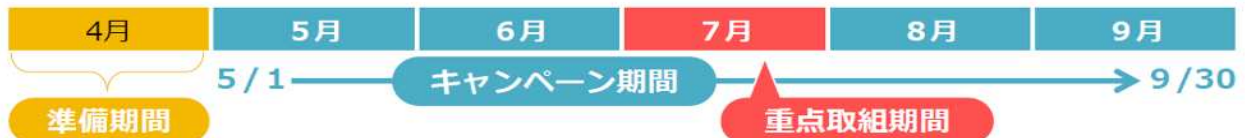
職場における熱中症により、毎年約**20人**が亡くなり、約**600人**が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター チューイカンパイ

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。


●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



確実に実施できているかを確認し、□にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/>	WBGT値の把握の準備 JIS規格「JIS B 7922」に適合した WBGT指数計 を準備しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定など WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう 余裕を持った作業計画 をたてましょう。 
<input type="checkbox"/>	設備対策・休憩場所の確保の検討 簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、 WBGT値を下げる方法 を検討しましょう。 また、作業場所の近くに 冷房 を備えた休憩場所や 日陰 などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
<input type="checkbox"/>	服装などの検討 通気性の良い作業着 を準備しておきましょう。 身体を冷却する機能をもつ服 の着用も検討しましょう。 
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施 熱中症の防止対策について、 教育 を行いましょ。 
<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立 衛生管理者 などを中心に、事業場としての 管理体制 を整え、必要なら 熱中症予防管理者の選任 も行いましょう。 
<input type="checkbox"/>	発症時・緊急時の措置の確認と周知 体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。 

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）

 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

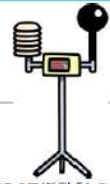
(R4.3)

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

□ WBGT値の把握






JIS 規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。	
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等		
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、 単独作業を控え 、WBGT値に応じて 作業の中止 、 こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り 、 1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。特に、 入職直後 や 夏季休暇明け の方は注意が必要です！	
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。	
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒の飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかり取るようにしましょう。熱中症の具体的症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。	
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値の 低減対策 は実施されているか
<input type="checkbox"/> WBGT値に応じた 作業計画 となっているか
<input type="checkbox"/> 各作業者の 体調 や 暑熱順化の状況 に問題はないか
<input type="checkbox"/> 各作業者は 水分 や 塩分 をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/> 作業の 中止 や 中断 をさせなくてよいか



□ 異常時の措置

～少しでも異常を感じたら～

- ・ いったん作業を離れ、休憩する
- ・ 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- ・ 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

重点取組期間（7月1日～7月31日）

- 実施した対策の効果を再確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。
- 特に梅雨明け直後は、WBGT値に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょう。
- 水分、塩分を積極的に取りましょう。
- 各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。
- 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。
- 休憩中の状態の変化にも注意し、少しでも異常を認めたときは、ためらうことなく病院に搬送しましょう。



屋外作業場等において金属アーク溶接等作業を行う皆さまへ

金属アーク溶接等作業について 健康障害防止措置が義務付けられます

厚生労働省では、「溶接ヒューム」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則（特化則）等を改正し、新たな告示を制定しました。

改正政省令・告示は、**令和3年4月1日から施行・適用**します。

※作業主任者の選任について経過措置があります（令和4年4月1日施行）

- このリーフレットは、金属アーク溶接等作業を屋外作業場や、毎回異なる屋内作業場で行う事業者向けのものであります。
- 金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う方は、リーフレット「金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う皆さまへ」をご覧ください。

※「屋内作業場」とは、以下のいずれかに該当する作業場をいいます。

- ・作業場の建屋の側面の半分以上にわたって壁、羽目板その他のしゃへい物が設けられている場所
- ・ガス、蒸気または粉じんがその内部に滞留するおそれがある場所

※「継続して行う屋内作業場」には、建築中の建物内部等で金属アーク溶接等作業を同じ場所で繰り返し行わないものは含まれません。

● 新たに規制の対象となった物質

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業（※）において加熱により発生する粒子状物質）について、新たに特化則の特定化学物質（管理第2類物質）として位置付けました。

※金属アーク溶接等作業

- ・金属をアーク溶接する作業、
- ・アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- ・その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
（燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません）



溶接ヒューム

主な有害性（発がん性、その他の有害性）	性状
発がん性：国際がん研究機関（IARC）グループ1 ヒトに対する発がん性	溶接により生じた蒸気が空气中で凝固した固体の粒子 （粒径0.1～1μm程度）
その他：溶接ヒュームに含まれる酸化マンガン（MnO） について 神経機能障害 三酸化二マンガン（Mn ₂ O ₃ ）について 神経機能障害、呼吸器系障害	

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



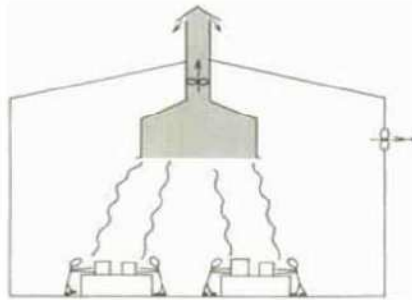
2. 特定化学物質としての規制

(1) 屋内作業場における全体換気装置による換気等

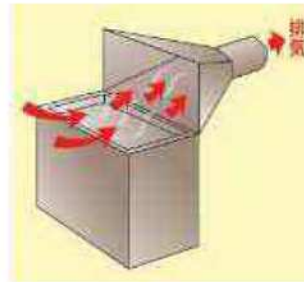
(特化則第38条の21第1項)

- 屋内作業場で金属アーク溶接等作業を行う場合は、溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。
※「同等以上の措置」には、プッシュプル型換気装置、局所排気装置が含まれます。
- 「**全体換気装置**」とは、動力により全体換気を行う装置をいいます。なお、全体換気装置は、特定化学物質作業主任者（→3ページ）が、**1月を超えない期間ごとに**、その損傷、異常の有無などについて**点検**する必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



(2) 有効な呼吸用保護具の使用 (特化則第38条の21第5項)

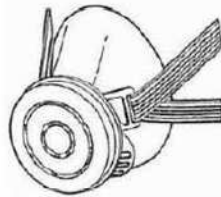
金属アーク溶接等作業（→1ページ）に労働者を従事させるときは、当該労働者に**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。

※ **特化則**に基づく呼吸用保護具の使用の義務化前から**粉じん則**の規定により、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させなければなりません。

(参考) 呼吸用保護具の種類

防じんマスク

【取り替え式・全面形面体】 【取り替え式・半面形面体】 【使い捨て式】



電動ファン付き呼吸用保護具

【全面形面体】



【半面形面体】



(3) 掃除等の実施 (特化則第38条の21第9項)

金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとし、**水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**しなければなりません。

※「水洗等」には超高性能(HEPA)フィルター付き真空掃除機が含まれますが、粉じんの再飛散に注意する必要があります。

(4) 特定化学物質作業主任者の選任 (特化則第27条、第28条)

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから作業主任者を選任し、次の職務を行わせることが必要です。

(令和4年3月31日まで経過措置あり→4ページ)

- ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、吸入しないように、**作業の方法を決定し、労働者を指揮**すること
- ② 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを**予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検**すること
- ③ **保護具の使用状況を監視**すること

(5) 特定化学物質健康診断の実施等 (特化則第39条～第42条)

溶接ヒュームを取り扱う作業に常時従事する労働者などに対して、健康診断を行うことが必要です。

- 金属アーク溶接等作業に**常時従事する**労働者に対し、雇入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に、規定の事項について健康診断を実施する(1次健診)。
- 上記健康診断の結果、他覚症状が認められる者等で、医師が必要と認めるものに対し、規定の事項について健康診断を実施する(2次健診)。
- 健康診断の結果を労働者に通知する。
- 健康診断の結果(個人票)は、5年間の保存が必要。
- 特定化学物質健康診断結果報告書(特化則様式第3号)を労働基準監督署長に提出する。
- 健康診断の結果異常と診断された場合は、医師の意見を勘案し、必要に応じて労働者の健康を保持するために必要な措置を講じる。

■ 溶接ヒュームの健診項目

1次健診	①業務の経歴の調査 ②作業条件の簡易な調査 ③溶接ヒュームによるせき等パーキンソン症候群様症状の既往歴の有無の検査 ④せき等のパーキンソン症候群様症状の有無の検査 ⑤握力の測定
2次健診	①作業条件の調査 ②呼吸器に係る他覚症状等がある場合における胸部理学的検査等 ③パーキンソン症候群様症状に関する神経学的検査 ④医師が必要と認める場合における尿中等のマンガンの量の測定

※金属アーク溶接等作業に常時従事する場合は、上記とは別に「じん肺健康診断」の実施(じん肺法第7～9条の2)が必要ですのでご注意ください。

(6) その他必要な措置

金属アーク溶接等作業に関し、次の措置を講じることが必要です。

- ① **安全衛生教育** (安衛則第35条)
労働者を新たに雇い入れたときや、労働者の作業内容を変更したときは、労働者が従事する業務に関する安全または衛生のため必要な事項について、教育を行う。
- ② **ぼろ等の処理** (特化則第12条の2)
対象物に汚染されたぼろ(ウエス等)、紙くず等を、ふた付きの不浸透性容器に納めておく。
- ③ **不浸透性の床の設置** (特化則第21条)
作業場所の床は、不浸透性のもの(コンクリート、鉄板等)とする。
- ④ **立入禁止措置** (特化則第24条)
関係者以外の立入禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑤ **運搬貯蔵時の容器等の使用等** (特化則第25条)
対象物を運搬、貯蔵する際は、堅固な容器等を使用し、貯蔵場所は一定の場所にし、関係者以外を立入禁止にする。
- ⑥ **休憩室の設置** (特化則第37条)
対象物を常時製造・取り扱う作業に労働者を従事させるときは、作業場以外の場所に休憩室を設ける。
- ⑦ **洗浄設備の設置** (特化則第38条)
以下の設備を設ける。
 - ・洗眼、洗身またはうがいの設備
 - ・更衣設備
 - ・洗濯のための設備
- ⑧ **喫煙または飲食の禁止** (特化則第38条の2)
対象物を製造・取り扱う作業場での喫煙・飲食の禁止と、その旨の表示を行う。
- ⑨ **有効な呼吸用保護具の備え付け等** (特化則第43条、第45条)
必要な呼吸用保護具を作業場に備え付ける。

3. 施行日・経過措置

規制の内容	2020(令和2)年				2021(令和3)年				2022(令和4)年			
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月
特定化学物質 作業主任者の選任												選任義務 (4/1~)
全体換気の実施 特殊健康診断の実施 その他必要な措置												実施義務(4/1~)

改正内容に関する通達・資料はこちら

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00001.html



～ ずい道建設工事を行う事業者の皆さまへ～

「ずい道等建設工事における 粉じん対策に関するガイドライン」 を改正しました

厚生労働省は、このたび、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」を改正しました。

このガイドラインは、事業者が実施すべき事項と関係する法令の規定のうち重要なものを一体的に示すことで、粉じん障害防止対策のより一層の充実を図ることを目的とし、改正省令など[※]の規定に合わせて内容を見直しました。

※「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和2年厚生労働省令第128号）
「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等」（令和2年厚生労働省告示第265号）

施行日など

- 改正ガイドラインは、令和3年4月1日から施行されます。ただし、「1. ずい道等の掘削等作業主任者」の規定は、令和4年4月1日から施行されます。

※令和4年4月1日から、「ずい道等の掘削等作業主任者技能講習」の講習時間が1.5時間増えます。これまでに技能講習を受講した方は、令和4年3月31日までに追加講習を受ける必要がありますので、ご注意ください。

- なお、令和3年4月1日より前に発注されたずい道等建設工事で、本パンフレットの「2. 粉じん発生源に係る措置」、「3. 換気装置等による換気の実施」、「4. 粉じん目標濃度レベル」の改正事項については、令和3年4月1日以降も、改正前のガイドラインの規定が適用されます。

ガイドライン全文や新旧対照表など、改正内容に関する資料はこちら

- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12521.html



ご不明な点などございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

主な改正事項

① ずい道等の掘削等作業主任者の職務の追加

ずい道等の掘削等作業主任者の職務として、次の事項を追加しました。

- 空気中の粉じんの濃度等の測定方法およびその結果を踏まえた掘削等の作業の方法の決定
- 換気等の方法の決定
- 粉じん濃度等の測定結果に応じた、労働者に使用させる呼吸用保護具の選択
- 粉じん濃度等の試料採取機器の設置の指揮、または自らこれを行うこと
- 呼吸用保護具の機能を点検し、不良品を取り除くこと
- 呼吸用保護具の使用状況の監視

② 粉じん発生源に関する措置の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 工法について、設計段階において、より粉じん発生量の少ないトンネルボーリングマシン工法や、シールド工法等の採用を検討すること。
- コンクリートの吹付作業について、以下の事項を新たに記載。
 - ・ 湿式型の吹付機械装置と同等以上の措置としてエアレス吹付技術を明示。
 - ・ 吹付時の粉じん濃度を低減させるため、粉体急結剤、液体急結剤の使用と分割練混ぜの導入を図ること。
 - ・ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。
- エアカーテン、移動式隔壁等、切羽等の粉じん発生源において発散した粉じんが坑内に拡散しないようにするための方法の導入を図ること。

③ 換気装置等による換気の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 換気方式の選定に当たり、より効果的な換気方法である吸引捕集方式の導入を図ること。
- 新たな換気設備として、局所集じん機、伸縮風管、エアカーテン、移動式隔壁等の導入を図ること。

④ 粉じん目標濃度レベルの引き下げ(強化)と、改善措置の充実

- 粉じん濃度目標レベルを現行の 3 mg/m^3 から 2 mg/m^3 に引き下げました。
- 評価値が粉じん濃度目標レベルを超える場合に行う換気装置の風量の増加のほか必要な措置として、以下の事項を追記しました。
 - ・ より効果的な換気方式への変更
 - ・ 集じん装置による集じんの実施
 - ・ 風管の設置方法の改善
 - ・ 粉じん抑制剤の使用

⑤ 呼吸用保護具の使用基準の強化

現行のガイドラインに定める事項に加え、以下の事項を新たに決めました。

- 掘削作業、ずり積み作業、またはコンクリート等吹付作業のいずれかに労働者を従事させる場合にあつては、**粉じんの濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。**

⑥ 粉じん濃度等の測定結果等の周知の充実

現行のガイドラインに定める事項に加え、測定結果の周知について以下の事項を新たに決めました。

- 粉じん則上記録が求められる事項について、**朝礼等で使用する掲示板等、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または備え付ける等の方法により、労働者に周知させること。**

切羽に近接する場所の粉じん濃度等の測定（新設）

標記について、以下の事項を新たに決めました。

(1) 試料空気の採取は、次のいずれかの方法によること。

- 定置式の試料採取機器**を用いる方法
 - ・ずい道等の切羽からおおむね**10メートル、30メートルおよび50メートル**の地点において、当該**ずい道等の両側**にそれぞれ試料採取機器を設置。
- 作業に従事する**労働者の身体に装着する試料採取機器**を用いる方法
 - ・**ずい道等の切羽に近接する場所の適切な数（2以上に限る）の労働者**に対して試料採取機器を装着して行うこと。
- 車両系機械**（動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できる機械）に装着されている**試料採取機器**を用いる方法
 - ・**ずい道等の切羽に近接する場所において使用されている適切な数（2以上に限る）の車両系機械**に試料採取機器を装着して行うこと。

(2) 試料空気の採取の時間

- ・同一の作業日の**ずい道等建設工事の1サイクル**（掘削作業、ずり積み作業、コンクリート等吹付作業及びロックボルト取付け作業等）に従事する**全時間**、試料空気の採取を行う。

(3) 空気中の粉じんの濃度の測定の方法

レスピラブル（吸入性）粉じん（肺胞に到達する粒子）を分粒できる**分粒装置**を装着した**測定機器**を使用し、次のいずれかの方法によること。

- ・ろ過捕集方法および重量分析方法
- ・**相対濃度指示方法**（標準的な質量濃度変換係数（**K値**）を使用可。）

(4) 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、次のいずれかの方法によること

- ・エックス線回折分析方法または重量分析方法
- ・**鉱物等の種類に応じた標準的な遊離けい酸含有率（**Q値**）**を使用。

測定結果に応じた呼吸用保護具の選択及び使用（新設）

呼吸用保護具は、切羽に近接する場所における粉じん濃度等に応じて選択することとし、以下の事項を新たに決めました。

(1) 電動ファン付き呼吸用およびコンクリート等吹付作業に従事する労働者に、粉じん濃度等の測定結果に応じた**要求防護係数**を上回る**指定防護係数**を有する**電動ファン付き呼吸用保護具**を使用させること。

(2) 要求防護係数は、次の式により計算すること。

$$PF_r = \frac{C \times Q}{100E}$$

PF_r 要求防護係数

C 粉じん濃度の測定値の平均値（単位 mg/m^3 ）

Q 遊離けい酸の含有率（単位 %）

E 0.025（単位 mg/m^3 ）

(3) 指定防護係数*

電動ファン付き呼吸用保護具の種類			指定防護係数
全面形面体	S級	PS3又はPL3	1,000
	A級	PS2又はPL2	90
	A級又はB級	PS1又はPL1	19
半面形面体	S級	PS3又はPL3	50
	A級	PS2又はPL2	33
	A級又はB級	PS1又はPL1	14
フード形 又は フェイス シールド形	S級	PS3又はPL3	25
	A級		20
	S級又はA級	PS2又はPL2	20
	S級、A級 又はB級	PS1又はPL1	11

※ 実際の作業時の測定等により得られた防護係数が上の表に掲げる指定防護係数を上回ることを製造者が証明する特定の型式については、次の表に定める指定防護係数を使用できます。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数
半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつ PS3又はPL3	300
フード形		1,000

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
- SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして防毒マスク、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
注意 防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

(注) 他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

	ベンジルアルコール ※未規制物質	ジクロロメタン ※特定化学物質
有害性	<ul style="list-style-type: none"> ・中枢神経系、肝臓に障害 ・強い眼刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害 	<ul style="list-style-type: none"> ・発がんのおそれ ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害 ・強い眼刺激、皮膚刺激 ・眠気またはめまいのおそれ ・吸入すると有害
主な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・送気マスクまたは防毒マスクの使用（防毒マスク使用時は、吸収缶の破過に注意） ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用 ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など 	

(注)ジクロロメタンは特定化学物質であり、作業主任者の選任、健診実施などの義務もある。

アスベスト
石綿の有無の

解体・改修・各種設備工事の
受注者の皆さまへ

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビズ
IDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム 検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修(※1)	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。

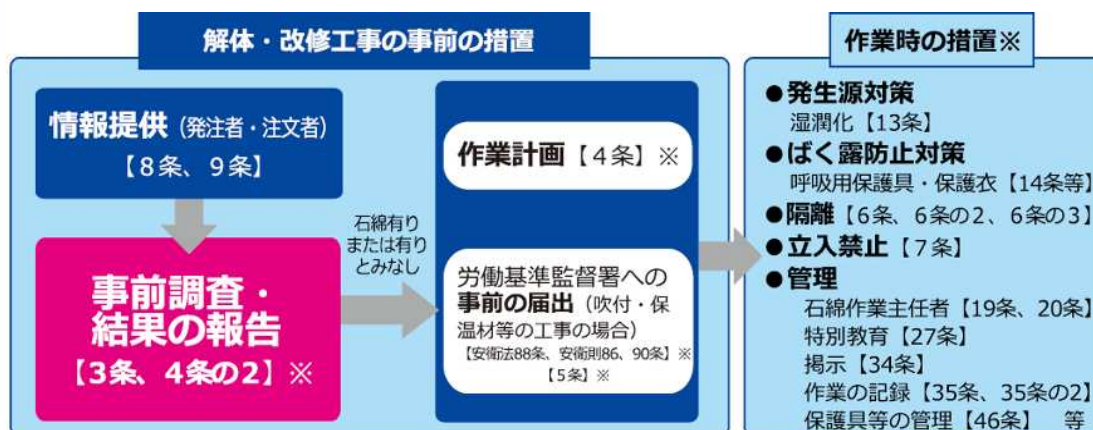
※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
- ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
- ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・プラットフォームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施（石綿障害予防規則の規制概要）

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



神奈川県労働局 第13次労働災害防止推進計画推進状況

神奈川県労働局 令和4年（2022年）4月1日現在

計画期間

*2018（平成30）年度～2022（令和4）年度（5か年計画）

計画の全体目標

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少（2017年比）

*2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少（同上）

【2017年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数6551人】

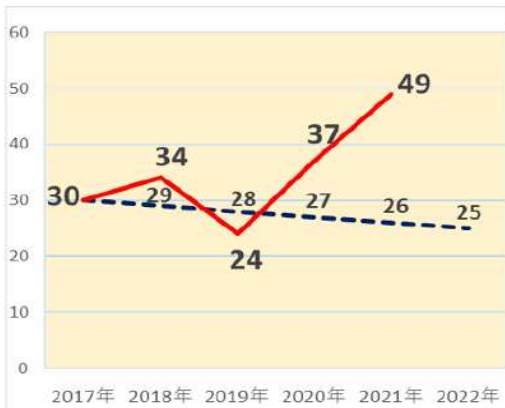
【2022年（最終目標）：死亡者数25人以下、死傷者数6223人以下】

7つの重点事項

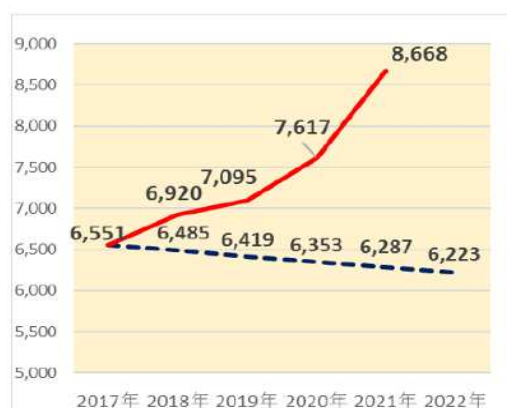
- (1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

2022年目標への各年の具体的数値目標

《死亡者数》



《死傷者数》



（点線のグラフは2018年計画策定時の最終目標までの指標数値、赤線は確定値）

重点対策の目標設定

※2018年から2022年の上段は目標値、下段は実績を示す

労働災害減少目標と実績	業種	種別	2017年 (H29)	減少目標	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
					(H30)	(R元)	(R2)	(R3)	(R4)
全業種	死亡者数	15%減少	30	29	28	27	26	25	
				34	24	37	49		
	死傷者数	5%減少	6,551	6,485	6,419	6,353	6,287	6,223	
				6,920	7,095	7,617	8,668		
建設業	死亡者数	15%減少	6	5	5	5	5	5	
				10	10	14	21		
	死傷者数	10%減少	730	715	700	685	671	657	
				727	808	824	814		

神奈川県労働局労働基準部 安全課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

電話045(211)7352 FAX045(211)0048

労働基準監督署一覧

署名	管轄区域	郵便番号	住所	電話番号
横浜南労働基準監督署	横浜市(中区、南区、磯子区、港南区、金沢区)	231-0003	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎9階	安全衛生課 045-211-7375 代表 211-7374
鶴見労働基準監督署	横浜市(鶴見区(扇島(川崎南管轄)を除く))	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	安全衛生課 045-279-5486 代表 501-4968
川崎南労働基準監督署	川崎市(川崎区、幸区)、 横浜市鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	安全衛生課 044-244-1273 代表 244-1271
川崎北労働基準監督署	川崎市(中原区、宮前区、 高津区、多摩区、麻生区)	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	安全衛生課 044-382-3191 代表 382-3190
横須賀労働基準監督署	横須賀市、三浦市、逗子市、 葉山町	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	代表 046-823-0858
横浜北労働基準監督署	横浜市(西区、神奈川区、港 北区、緑区、青葉区、都筑 区)	222-0033	横浜市港北区新横浜2-4-1 日本生命新横浜ビル3・4階	安全衛生課 045-474-1252 代表 474-1251
平塚労働基準監督署	平塚市、伊勢原市、秦野市、 大磯町、二宮町	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	代表 0463-43-8615
藤沢労働基準監督署	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、 寒川町	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	安全衛生課 0466-97-6748 代表23-6753
小田原労働基準監督署	小田原市、南足柄市、足柄上 郡、足柄下郡	250-0011	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	代表 0465-22-7151
厚木労働基準監督署	厚木市、海老名市、大和市、 座間市、綾瀬市、愛甲郡	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5F	安全衛生課 046-401-1960 代表 401-1641
相模原労働基準監督署	相模原市 (旧 津久井郡を含む)	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	安全衛生課 042-861-8631 代表752-2051
横浜西労働基準監督署	横浜市(戸塚区、栄区、泉区、 旭区、瀬谷区、保土ヶ谷区)	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	安全衛生課 045-287-0274 代表332-9311

労働災害防止計画が目指す社会

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とした働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違いにかかわらず、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。



建設業「見える化」の推進

Visualization of risk for



「見える化」とは職場にひそむ危険などを目に見える形にして、効果的に災害防止を推進する取組です。「見える化」することにより、労働者の安全意識が高まり、安全活動の活性化の効果が期待できます。

開口部の見える化



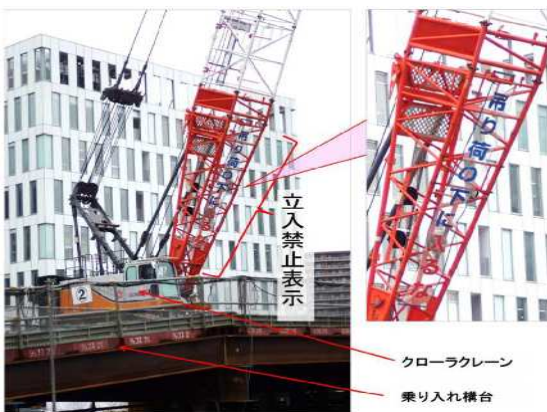
壁面の開口部がエレベーター2号機の設置箇所であることを表示している。単管の手すり、中さんの設置による開口部からの墜落防止措置、幅木の設置による物体の落下防止措置を講じている。

熱中症危険レベルの見える化



朝礼・ミーティング場所の掲示板で、WBGT値を作業者に周知している。数時間ごとに数値を置き換え、また、危険、嚴重警戒、警戒、注意の4段階の危険レベルも併せて更新し表示。

立入禁止の見える化(クレーン災害、荷の飛来・落下災害の防止)



クローラークレーン(移動式クレーン)の根本ジブに「吊り荷の下に入るな」の表示をし、つり荷の下への立入禁止により、つり荷と作業者の接触防止について玉掛作業従事者等に注意喚起している。

段差の見える化(転倒災害防止)



床面の段差手前箇所に注意喚起の表示をしたカラーコーンを設置し、段差周囲の床面に(部分的に)トラッドのテープを貼り付け、分かりやすくしている。

重機の死角の立入禁止(重機災害・激突され災害防止)



重機後部が運転席から死角であることを表示、重機後部に立入った人への注意喚起をしている。

セーフティリボン運動

